

学校における 食物アレルギー対応指針

富山県版

平成29年2月
富山県教育委員会

はじめに

近年、子供を取り巻く生活環境の急激な変化を背景として、様々な健康課題が生じており、学校（幼稚園含む）における対応も多様化・複雑化してきています。特に、食物アレルギーの対応は、その有病者数の増加に伴い、学校の重要課題の一つとなってきています。平成24年12月に小学校で、学校給食終了後に食物アレルギーによるアナフィラキシーショックの疑いにより児童が亡くなるという非常に痛ましい事故が発生しました。この事故を受けて、富山県内の学校においても、これまで以上に食物アレルギー対応に対する危機感が高まりました。

このような中、富山県教育委員会では、平成20年に公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び「学校生活管理指導表」、平成27年3月に文部科学省が発行した「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」の活用による食物アレルギー対応の充実を求めてきました。しかしながら、地域や校種によっては、十分に活用できていないといった課題がありました。

そこで、今回、食物アレルギーを有する児童生徒等が「安全・安心」に学校生活を送ることができることを目標に、基本的な考え方や留意すべき事項等を具体的に示し、学校や調理場における食物アレルギー事故防止の取組を促進することを目的として、本指針を作成しました。

学校設置者（市町村教育委員会等）並びに学校及び調理場におかれては、地域や学校の状況に応じた食物アレルギー対応マニュアル等の作成や、食物アレルギーの課題を解決する際の参考資料として有効に活用いただければ幸いです。

〈目次〉

I 食物アレルギー対応の基本的な考え方	1
1 食物アレルギー対応の基本	1
2 食物アレルギー、アナフィラキシーに対する理解	2
(1) 食物アレルギーとアナフィラキシーの関係	2
(2) 食物アレルギーの病型	2
3 学校給食における食物アレルギー対応	3
(1) 学校給食における食物アレルギー対応の大原則	3
(2) 学校給食における食物アレルギーの原則的な考え方	4
4 校内及び関係機関との連携体制づくり	5
(1) 校内の連携体制	6
(2) 関係機関との連携体制	8
(3) 学校と関係機関との食物アレルギー等の対応に関する連携・報告について	9
II 学校における対応	10
1 配慮や管理が必要な児童生徒等への取組実践までの流れ（例）	10
2 学校給食における段階的な対応の進め方	13
(1) 段階的な対応の進め方（例）	13
(2) 対応食提供の留意点	15
(3) 学校における食物アレルギー対応の1日の流れ（例）	19
3 学校給食以外における対応	20
(1) 学校生活での留意点	20
(2) 食物アレルギーに関する指導	20
(3) 校内研修	23
III 食物アレルギー緊急時対応マニュアル	25
A 学校内での役割分担	
B 緊急性の判断と対応	
C エピペン®の使い方	
D 救急要請（119番通報）のポイント	
E 心肺蘇生とAEDの手順	
F 症状チェックシート	
IV Q&A	33
V 様式（参考例）	35
・様式1 食物アレルギー等の調査について	
・様式2 学校における食物アレルギー等の対応に関する書類の提出について	
・様式3 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記載について	
・様式4 食物アレルギー・アナフィラキシー調査票	
・様式5 アレルギー対応依頼書兼同意書	
・様式6 食物アレルギー取組プラン	
・様式7 面談チェックリスト	
・様式8 食物アレルギー対応食予定表	
・様式9 食物アレルギー対応食配送確認表	
・様式10 食物アレルギー対応食チェック表	
・様式11 食物アレルギー対応食解除（一部解除）申請書	
・様式12 学校給食における食物アレルギーの児童生徒等の対応について（教育委員会用）	
・様式13 アドレナリン自己注射薬（エピペン®）の処方を受けている児童生徒等の実態調査について	
・様式14 食物アレルギー等事故発生報告	

I 食物アレルギー対応の基本的な考え方

1 食物アレルギー対応の基本

食物アレルギーを有する児童生徒等が他の児童生徒等と同じように学校生活を安全に安心して過ごすためには、各学校の状況に応じ、その児童生徒等の視点に立って対応するとともに、食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しく理解し、リスク管理や緊急時対応などを行うことが重要です。

このため、教育委員会や学校においては、以下に示した「食物アレルギー対応 三つの柱」を踏まえ、学校給食等における食物アレルギーの対応を組織的に進める必要があります。

食物アレルギー対応 三つの柱

目標 食物アレルギーを有する児童生徒等が、学校生活を安全に安心して過ごすことができ、かつ自己管理能力を高めることができる

正確な情報の把握・共有
アレルギー疾患の理解

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（文部科学省）、特に「学校生活管理指導表」の活用の徹底

- すべての教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーを正しく理解する。
- 学校生活管理指導表の提出を必須とし、対象者を限定する。
 - ・対象者を限定することで、安全・安心な給食等を実現する。
 - ・学校生活管理指導表運用のため、主治医・医師会等と連携する。
- 食物アレルギー対応委員会を設置する。
 - ・各教職員の役割を明確にして、危機管理意識を高める。
 - ・学校の基本方針、誤食・誤配を防止するための校内マニュアルを策定する。
 - ・保護者から情報収集を行い、相互理解・情報共有を図る。（保健調査票、面談等）
 - ・個別の取組プラン案を作成、決定し、全教職員で情報共有を図る。

日常の取組と事故予防

学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」を踏まえた日常の取組組織対応による事故予防

- 食物アレルギーを有する児童生徒等にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先する。
 - ・原因食物を「提供する」か「提供しない」かの二者択一を原則的な対応とする。
 - ・学校及び調理場の施設整備、人員等を考えた対応を行う。（過度に複雑にしない）
- 組織で対応し、学校全体で取り組む。
 - ・校内マニュアルや個別の取組プラン等に基づき、対応する。
 - ・事故及びヒヤリハット等が発生したときは、事例の情報共有、改善の検討を行う。
 - ・進学・転学等の場合にもリスクを減らすため、学校間で情報の共有を図る。

緊急時の対応

研修会・訓練等の実施、体制の整備

- 食物アレルギー対応の要素を組み入れた危機管理マニュアルを作成する。
 - ・緊急時対応に備え、主治医、学校医、医療機関、消防機関等と連携を図り、応急処置や連絡先を事前に確認する。
 - ・緊急時対応について、校内外で共通理解を図る。
- エピペン[®]を正しく扱えるように実践的な研修を毎年度実施する。（エピペン[®]とは、アドレナリン自己注射薬を指す）

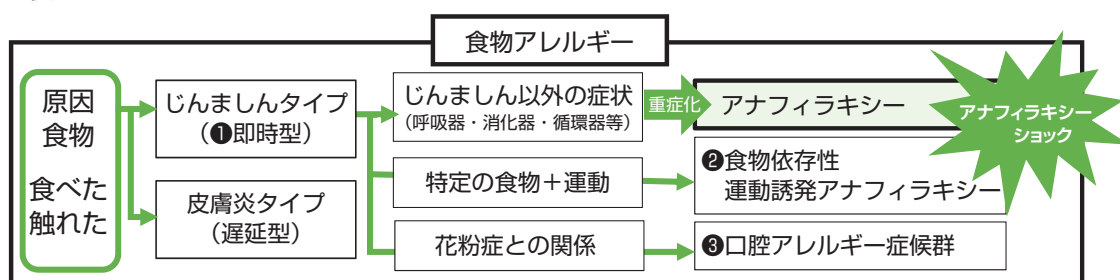
2 食物アレルギー、アナフィラキシーに対する理解

学校において食物アレルギーを有する児童生徒等への対応を適切に行うためには、まず全教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しい知識をもつことが重要です。また、学校生活の中で、初めての食物アレルギーを起こすこともまれではありません。そのため、食物アレルギーを有する児童生徒等の在籍の有無や学校給食の実施の有無にかかわらず、食物アレルギーに関する基礎知識、対処法等に習熟しておく必要があります。

(1) 食物アレルギーとアナフィラキシーの関係

食物アレルギーとは、一般的には特定の食物を摂取することにより、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身に生じるアレルギー反応のことをいいます。食物アレルギーは、3つの病型（下図①～③）に分類されます。

そのなかで、アナフィラキシーとは、数分から数十分以内の短い時間に全身に現れる激しい急性のアレルギー反応のことをいいます。食物以外でアナフィラキシーを引き起こす原因には、昆虫や医薬品などがあります。さらに、アナフィラキシーは、アナフィラキシーショックに至り、生命を脅かす危険な状態になることがあります。



【出典：富山大学 足立雄一】

次のアレルギー症状が1つでもあれば、ただちにエピペン®使用!!

全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい
- 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるようなせき
- 息がしにくい
- 持続する強いせきこみ
- ぜーぜーする呼吸

消化器の症状

- 我慢できない腹痛
- 繰り返し吐き続ける

【出典：学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版】

(2) 食物アレルギーの病型

①即時型

この病型は、原因食物を食べたり、触れたりして2時間以内に症状が出現する。その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危機も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまで様々であり、食物アレルギー疾患の児童生徒等のほとんどは即時型に分類される。

②食物依存性運動誘発アナフィラキシー

この病型は、原因となる食品を摂取して2時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など）をすることによりアナフィラキシー症状を起こす。原因食物の摂取と運動の組合せで発症するため、食べただけ、運動しただけでは発症しないことから、同じ症状を繰り返しても、この疾患であると診断されていない例も報告されている。

③口腔アレルギー症候群

この病型は、果物や野菜に対するアレルギーが多く、食後5分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、イガイガする、腫れぼったいなど）が出現する。多くは、局所の症状だけで回復するが、5%程度が全身的な症状に進むことがあるため注意する必要がある。

3 学校給食における食物アレルギー対応

(1) 学校給食における食物アレルギー対応の大原則

「学校給食における食物アレルギー対応の大原則」は、平成27年3月に文部科学省が発行した「学校給食における食物アレルギー対応指針」で示されたものです。

学校給食は、必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、児童生徒等が「食の大切さ」「食事の楽しさ」を理解するための教材としての役割も担っています。このことは、食物アレルギーを有する児童生徒等にとっても変わりありません。そのため食物アレルギーを有する児童生徒等が、他の児童生徒等と同じように給食を楽しむことを目指すことが重要です。

また、学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないことを前提として、各学校、調理場の能力や環境に応じて、食物アレルギーを有する児童生徒等の視点に立ったアレルギー対応給食の提供を目指して学校給食における食物アレルギー対応を推進することが望まれます。

学校給食における食物アレルギー対応の大原則

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。
そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場^{※1}の施設整備、人員等を鑑み無理な(過度に複雑な)対応は行わない。
- 教育委員会等^{※2}は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

※1 「調理場」とは、特段の区分がない限り、単独校調理場・共同調理場等を含む、学校給食調理施設全体を指す。

※2 「教育委員会等」とは、公立学校における教育委員会のほか、国立大学附属学校における国立大学法人、私立学校における学校法人等、学校の設置者を指す。

(2) 学校給食における食物アレルギーの原則的な考え方

① 最優先は安全性

学校給食で最優先されるべきは、“安全性”である。従来の栄養価の充足やおいしさ、彩り、保護者や児童生徒等の希望は、「安全性が十分に確保される」方法で検討する。

② 二者択一の給食提供

“安全性”を確保するために、従来の多段階の除去食や代替食提供は行わず、原因食物を「提供する」か「提供しない」かの二者択一を原則的な対応とすることが望ましい。

例 牛乳アレルギーの場合
(従来)

- a) 完全除去 b) 少量可 c) 加工食品可 d) 牛乳を利用した料理可
- e) 飲用牛乳のみ停止

→業務が複雑・煩雑となり、負担が増える、事故の温床になる

完全除去か他の児童生徒等と同じようにすべての牛乳・乳製品を提供する

③ 二者択一した上での給食提供

原因食物を完全除去した上で提供する給食には、代替食と除去食がある。本来の学校給食における食物アレルギー対応の理想的な提供方法は代替食であるが、除去食よりもきめ細かな対応が必要になる。そのため、安全性が担保できない場合は除去食を選択する。

① 除去食の場合

献立から原因食物を完全に除いて提供する。完全除去した献立が中心献立・食材だった場合には給食として栄養量に偏りが生じるため、一部弁当対応となる。(完全除去した献立に代替はしない)

② 代替食の場合

完全除去した献立に代替する料理・食材を加える。ただしアレルギー対応献立はできる限り最小限に集約して調理するようにし、原因食物ごとに別々の献立や調理方法を設定しない。

最小限の代替食を「提供する」か「提供しない」か

④ 二者択一で「除去食」としたときの課題

・給食を食べられなくなる児童生徒等がいる

これまで一定レベル以上の給食を安全に食べられていた児童生徒等が、完全除去対応となるため、対応の後退を問題視される場合がある。学校給食における食物アレルギー対応全体の安全性向上という観点から、保護者に丁寧な説明し理解を得ることが大切である。

・調味料の使用や微量混入まで完全除去管理になる場合、現場の負担が大きい

多くの食物アレルギーを有する児童生徒等は、調味料の使用や微量混入では、症状が誘発されないと考えられる。そのため、このレベルで管理が必要となる場合は、安全性の確保が難しい事例が多く、学校給食で対応することは勧められないため、弁当対応を考慮すべきである。

⑤ 家庭から弁当を持参する際の留意点

家庭からの弁当持参の対応を行う場合、保護者とのコミュニケーションを密に図ることが重要である。学級での指導状況や食物アレルギーを有する児童生徒等の意向等を十分考慮した上で具体的な対応を決定する。その際、双方にとって過度な負担にならないように配慮するとともに、状況に応じて適宜対応を見直していくことが必要である。

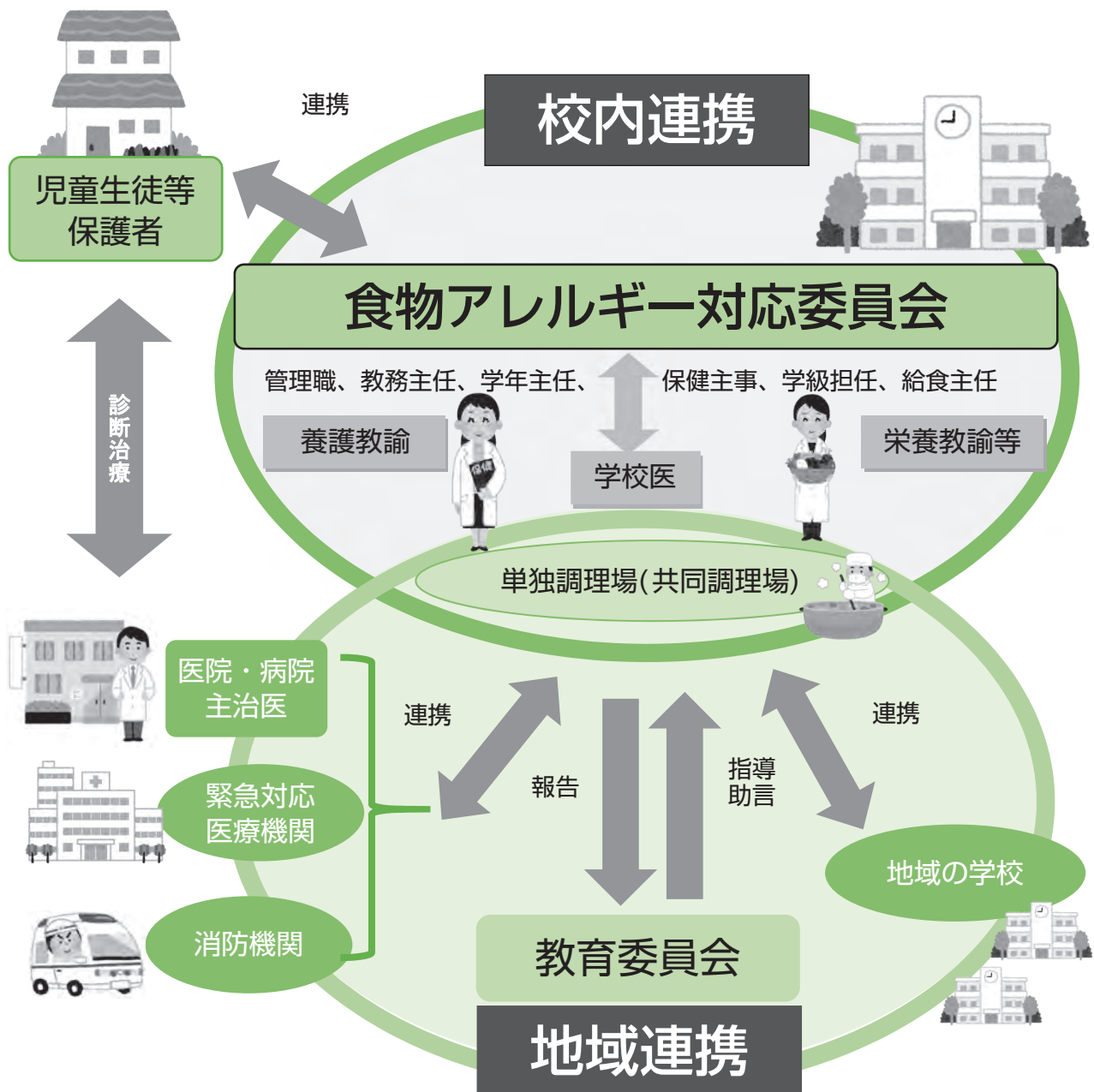
4 校内及び関係機関との連携体制づくり

学校における食物アレルギー対応に当たっては、いつ、どのような状況で緊急の対応を要する事態が発生するかを完全に予測することはできないことから、教職員全員が児童生徒等の個々の情報を共有し、緊急時の対応に備えるための体制を整備することが大切です。

そのために、校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭等から構成される食物アレルギー対応に関する食物アレルギー対応委員会を設置し、医療機関、消防機関等との連携体制を構築するとともに、健康管理や対応についての検討や個別の取組プランの作成等を行う必要があります。

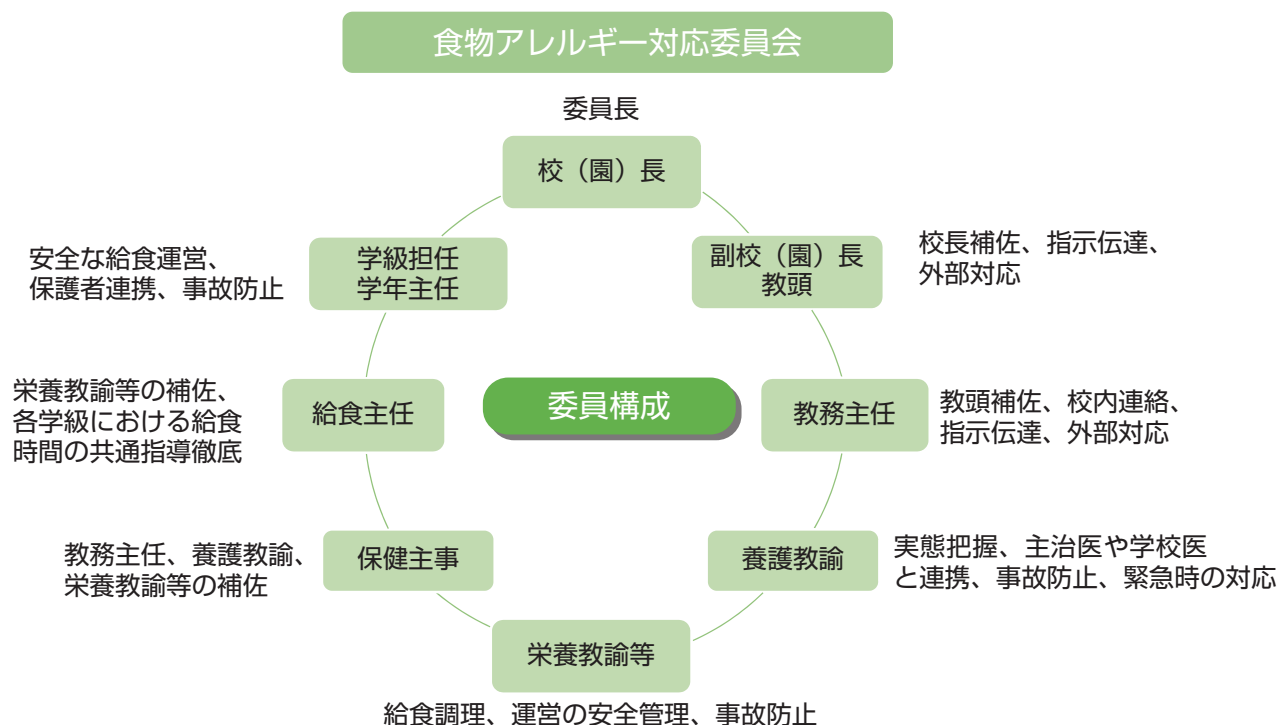
なお、当該委員会は、既存の委員会や組織に代替することもできます。

〇〇学校における校内及び関係機関との連携体制づくり(例)



(1) 校内の連携体制

① 食物アレルギー対応委員会について



●基本方針の決定

- ・校長を委員長（総括責任者）とし、設置する。（対象児童生徒等がない場合も設置する）
- ・校内の食物アレルギーに関する情報を集約し、対応について協議・決定する。
- ・教育委員会の対応方針と個々の状況を踏まえ、給食対応の基本方針を決定する。
- ・食物アレルギーの対応における様々なルール、緊急時の対応マニュアル等を協議し、決定する。

●面談の具体的方法の決定

- ・面談の日程や実務者、参加者を決定する。
- ・面談結果から個別の取組プラン案を作成する者を決定する。
- ・面談で聴取すべき項目を決定する。
- ・教育委員会や学校の基本方針と対応内容について保護者に説明し、理解を得る。

●対応の決定と周知

- ・個別の取組プラン案を基に、個々の給食の詳細を決定する。
- ・保護者に決定内容を伝え、理解を得る。
- ・決定した個別の取組プランを全教職員間で共有できるように周知する。

●事故及びヒヤリハットの情報共有と改善策の検討

- ・事故の把握のため、校内危機管理体制を構築する。
- ・関係機関との連携を図る。
- ・全教職員を対象に、対応訓練や校内外の研修を企画・実施する。

●委員会の年間計画作成

- ・食物アレルギー対応を計画的に進め、取組を評価・検討し、個別の取組プランの改善を行う。
※各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図る。
※必要に応じて、委員会には、共同調理場長、教育委員会の担当者、学校医、調理員の代表、関係保護者、主治医等を加える。

② 食物アレルギー対応における教職員の役割について（例）

◎ 主務者 ○ 担当者 ※必要に応じて

実施内容	職種別												
	校 （園） 長	教 頭・ 副校 （園） 長	教 務 主 任	学 年 主 任	学 級 担 任	教 科 担 任・ 部 活 動 顧 問	保 健 主 事	養 護 教 諭	給 食 主 任	栄 養 教 諭 等	調 理 員	共 同 調 理 場	学 校 医 等
1 校内食物アレルギー対応委員会の設置・招集・統括責任	◎	○											
2 校内食物アレルギー対応委員会における対応策の決定	◎												
3 校内食物アレルギー対応委員会の開催	○	◎	○	○	○		◎	○	○	○			
4 児童生徒等の実態把握				○	◎		○	◎	○	○		※○	
5 食物アレルギー取組プランの作成		◎	○		○			○		○		○	
6 食物アレルギー取組プラン作成に当たっての指導及び助言													◎
7 食物アレルギー取組プランの保管・管理		◎						○				○	
8 保護者や関係機関等との連絡窓口として全体の連絡調整		◎			○			○	○	○		○	
9 全教職員へアレルギー対応策を周知及び共通理解	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10 教職員への連絡調整及び指導助言 補欠指導授業の引継ぎ等(内容に応じて)		◎	◎	◎	◎		○						
11 個別面談において保護者へ対応策を伝達(個別の取組プラン・緊急措置方法等)		◎		○	○		○	○	○	○		○	
12 主治医、学校医への協力依頼	◎							○					
13 主治医、学校医に対し、応急処置の方法や連絡先を確認		○			○			◎					
14 食物アレルギーを発症した場合の対応方法の検討		◎	◎	○	○		○	◎					
15 校内研修等の企画、実施			◎				◎	○		○			
16 他の児童生徒等への指導方法の検討及び実施			◎	◎	○	○	◎	○	○	○			
17 給食提供に関する連絡調整									○	◎	○	◎	
18 給食（食事）内容の事前確認、調理及び配膳作業等の管理					○	○			○	◎	○	◎	
19 食物アレルギー対応予定一覧表等の作成									○	◎	○	◎	

(2) 関係機関との連携体制

① 県教育委員会の役割

ア 食物アレルギー対応基本方針の策定

給食をはじめとする教育活動が原因となるアレルギー症状を発症させないことを前提として、安全・安心なアレルギー対応についての方向性を明示する。

イ 学校における食物アレルギー対応に関する協議会の設置

医師会、消防機関等の定期的な協議の場を設け、連携体制の構築等に努める。

各市町村の食物アレルギー対応状況を把握し、必要に応じて指導及び支援を個別に行う。すべての事故及びヒヤリハット事例について情報を集約し、改善策とともに全県に周知を図り、事故防止に努める。

ウ 研修会の実施・支援

研修会は、全教職員（管理職、教諭、養護教諭、栄養教諭、調理員、その他給食関係者等）が定期的に学ぶ機会をもてるように工夫する。

② 学校設置者（市町村教育委員会等）の役割

ア 学校における食物アレルギー対応に関する委員会の設置と基本方針の策定

ガイドラインや学校生活管理指導表の活用の推進を図るとともに、管内の学校や調理場等の施設設備や人員配置を踏まえ、学校における食物アレルギー対応に関する委員会を組織し、一定の方針を示し、学校での組織的対応を指導・支援する。基本方針の策定に当たっては、県教育委員会の方針を踏まえ、医療機関との連携のもと、推進することが重要である。

イ 医療機関（医師会）及び消防機関との連携体制

県教育委員会の支援のもと、主体となって、医療機関や医師会、消防機関等との連携を進める。ガイドラインや学校生活管理指導表の運用については、関係機関と共通理解を図り、定期的に協議の場を設け、学校医や主治医の指導助言を受ける。また緊急時の対応を充実するために、エピペン[®]を保持している児童生徒等の情報や対応について教育委員会で把握し、消防機関と連携を図る。

ウ 研修会の実施及び研修機会の確保

教育委員会は、教職員が継続的に学ぶ機会を設定する。また、校内研修の実施や校内組織体制の確立の推進について、校長等に働きかけることも必要である。特に、エピペン[®]の取扱い等、実践的演習を取り入れた研修に努める。

エ 食物アレルギー対応の充実のための環境整備及び支援

給食への原因食物の混入防止対策の一環として、適切な調理場の施設設備（アレルギー専用調理室や専用調理コーナー、スペースの確保）及び調理機器・器具等の整備、必要な人員の配置等が求められる。特に共同調理場においては、対応を行う各受配校と密接に連携し、安全・安心な給食提供のために必要な措置を講じることはもちろん、栄養教諭等が各校において十分に職責を果たせるような配慮をすることも必要である。

オ すべての事故及びヒヤリハット情報収集とフィードバック

各学校に対し、すべての事故及びヒヤリハット事例について、その詳細と改善策の報告を求める。また、報告を受けた事例については、県教育委員会に報告し、情報の共有を図る。集約した情報は学校へフィードバックし、県内及び管内で共有することで、事故防止の徹底に努める。

カ 専門的に相談できる体制の構築

保護者に対して、専門医療機関や、食物アレルギー対応に関する情報を提供する。必要に応じて不安を解消するケアを行うことや、除去食で不足する栄養等、家庭で適切な生活が送れるようにサポートすることも重要である。

キ 学校の管理下でない場所（学童保育等）での対応

学校の管理下でない場所（学童保育等）においても、食物アレルギー対応が必要な場合がある。これらの関係者に対しても、必要に応じて関係機関と協議し、研修会への参加や、保護者の同意を得て食物アレルギーを有する児童生徒等に関する情報共有など、適宜対応することが望まれる。

(3) 学校と関係機関との食物アレルギー等の対応に関する連携・報告について

報告内容	報告方法	報告日等	学校	市町村教委	教育事務所	保健体育課	県教委	私学振興担当課	連携体制
1 食物アレルギー対応実施状況調査 (学校給食実施状況調査時) ※学校給食実施校のみ	様式12提出	9月下旬ごろ	公立幼小中学校 県立学校	→ 3部 → 2部 → 1部 → 1部					・教育委員会が開催する「食物アレルギー対応に関する委員会」や研修会の資料とする。
2 アドレナリン自己注射薬(エピペン®)の処方を受けている児童生徒等の実態調査について	様式13提出	5月	公立幼小中学校 県立学校 私立学校(園は除く)	→ 1部 → 1部 → 2部① ← 2部②					・教育委員会は、学校を管轄する消防機関に情報を伝える。報告内容は、様式13を参考とする。
3 発生時	☑症状チェックシート	速やかに 電話報告	公立幼小中学校 県立学校 私立学校(園)	→ (→ →)	※救急車で搬送の場合			① ②	・教育委員会は、学校に対し、今後の児童生徒等やその保護者、または他の児童生徒等への対応に関して、必要な指導助言を行う。
	救急車で搬送			→	※救急車で搬送の場合				
	医療機関受診			→	←				
4 経過措置	☑症状チェックシート	速やかに 様式14提出	公立幼小中学校 県立学校 私立学校(園)	→ FAXと電子メール				① ②	・事故発生当日に、FAXと電子メールにて報告書を提出する。 ・経過報告は、事態が終息するまで毎日行う。 ・学校では、事故発生の経過と対応について共通理解を図り、再発防止と適切な対応の実施を徹底する。
	救急車で搬送			→ FAXと電子メール					
	医療機関受診			→ FAXと電子メール	←				
5 事後報告	☑症状チェックシート	学校保健関係調査 年度末	公立幼小中学校 県・国立学校 私立学校(園は除く)	→ 電子メール				① ②	・例年実施している学校保健関係調査の質問項目とする。 ・教育委員会が開催する「食物アレルギー対応に関する委員会」や研修会の資料とする。
	救急車で搬送			→ 電子メール					
	医療機関受診			→ 電子メール					
	経過観察			→ 電子メール	←				

※3～5の項目の「救急車で搬送」「医療機関受診」「経過観察」は、『Ⅲ食物アレルギー緊急時対応マニュアル☑症状チェックシート(P.31)』を参考に分類しています。ただし、「医療機関受診」は、帰校後に保護者の判断で受診された場合も含まれます。

※学校給食を起因とする食物アレルギーにかかる治療費は、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となります。

Ⅱ 学校における対応

1 配慮や管理が必要な児童生徒等への取組実践までの流れ（例）

	実施項目	内 容	関連様式一覧	
就学時健康診断・入学説明会等 (新入生・前年度末・新年度(在校生))	1	食物アレルギーを有する児童生徒等の実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ○就学時健康診断や入学説明会等の機会や進級時に、全員に保健調査票等を配布し、実態調査を行う。 ○進学先、転学先へ書類を送付し、引き継ぎを行う。 	《様式1》食物アレルギー等の調査について ※送付書類 《様式3、4、5、6》の写し
	2	配慮や管理が必要な児童生徒等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、実態調査や保護者との面談等から、学校での配慮や管理の必要の有無を確認する。 	《様式1》食物アレルギー等の調査について（提出されたもの）
	3	対象となる児童生徒等の保護者へ「学校生活管理指導表」等の書類を配付し、医療機関への受診を依頼	<ul style="list-style-type: none"> ○配慮や管理が必要な場合は、必要な書類を主治医や保護者に記入してもらい、保護者が入学校（在籍校）に提出する。学校は、必要に応じて保護者と面談を行い、詳細な内容を確認する。 ○食物アレルギーはあるが、「管理不要」または「配慮を希望しない」場合は、校内で情報を共有し、児童生徒等には日常的な健康観察及び指導を行う。 	《様式2》学校における食物アレルギー等の対応に関する書類の提出について 《様式3》学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記載について 《様式4》食物アレルギー・アナフィラキシー調査票 《様式5》アレルギー対応依頼書兼同意書
3月末まで	4	食物アレルギー取組プラン案の作成及び対応実施の決定	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活管理指導表や食物アレルギー調査票等を基に、対象の児童生徒等の取組プランを作成する。 ○作成した取組プランを食物アレルギー対応委員会で検討し、決定する。 	《様式6》食物アレルギー取組プラン
	5	保護者との面談	<ul style="list-style-type: none"> ○安全に給食を提供できる体制を保護者とともに最終確認する。 ○保護者に対応内容について、了解を得る。（取組プランに署名） 	《様式6》食物アレルギー取組プラン 《様式7》面談チェックリスト
4月～3月	6	全教職員・関係者の共通理解	<ul style="list-style-type: none"> ○取組プランについて、共通理解を図る。 ○緊急時の対応等の研修会を開催する。 	《様式6》食物アレルギー取組プラン
	7	対応の開始	<ul style="list-style-type: none"> ○担当ごとに、取組プランに基づいて対応する。 ○保護者に、毎月下旬までに翌月分の「食物アレルギー対応食予定表」や「詳細な献立表」を配付する。 ○校外学習や宿泊学習の特別な行事等では、改めて周知徹底を図る。 	《様式6》食物アレルギー取組プラン 《様式8》食物アレルギー対応食予定表 《様式9》食物アレルギー対応食配送確認表 《様式10》食物アレルギー対応食チェック表 《様式11》食物アレルギー対応食解除（一部解除）申請書
	8	教育委員会等に対応内容等を報告	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会や医療機関、消防機関と連携する。 ○食物アレルギー対応や事故に関する報告等を行う。 	《様式13》アドレナリン自己注射薬（エピペン [®] ）の処方を受けている児童生徒等の実態調査について 《様式14》食物アレルギー等事故発生報告
	9	評価・見直し個別指導	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的・臨時的（事故発生時等）に、取組プランの評価・見直しを行う。 ○保護者や児童生徒等に個別指導や定期的な面談を行う。 	《様式6》食物アレルギー取組プラン

1 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態調査（様式1、様式3～6）

(1) 入学時及び転学・編入学時（新規発症）

- 就学時健康診断や入学説明会等の機会に、また転学・編入学の手続きの際に、食物アレルギーの調査または保健調査により、食物アレルギーを有する児童生徒等の把握を行う。
- 食物アレルギー対応は、学校（校外活動や部活動等を含む）における配慮や管理が必要であるため、食物アレルギー等の調査または保健調査は、学校給食の実施の有無にかかわらず、全校種において実施する。
- 保護者の了解のもと、進学先や転学先へ書類を送付し、情報共有する。

(2) 進級時

- 前年度末または進級時に、食物アレルギー等の調査または保健調査、健康相談、日常的な健康観察等により、食物アレルギーを有する児童生徒等の把握を行う。
- 次年度の学級担任への正確な引き継ぎを行う。

2 配慮や管理が必要な児童生徒等の確認（様式1）

(1) 主治医が「学校での配慮や管理が必要である」と診断している場合（例）

- 甲殻類、小麦、そば等の特定原材料として定められている食品を原因とした食物アレルギーの既往がある場合
- アナフィラキシーの既往があり、医療機関からエピペン[®]（アドレナリン自己注射薬）の治療薬の処方を受けている場合
- ぜん息と食物アレルギー等の複数のアレルギー疾患を有し、体育や部活動、宿泊を伴う校外活動において制限等があり、「内服薬」等の処方を受けている場合
- 事前の希望の申し出はなかったが、保健調査等から、学校生活で重篤な症状が想定されることを伝えたことで、保護者が理解され、アレルギー対応を希望された場合等

(2) 家庭で配慮や管理をしている場合

食物アレルギーの対応は、医師の診断に基づき行うものであり、保護者の判断のみによる申請や、実状に合わない無理な対応の申請については受け付けないようにする。

3 保護者に「学校生活管理指導表」等の配付及び医療機関への受診を依頼（様式2～5）

学校での配慮や管理が必要である場合は、医師の診断に基づく対応を行うことが重要であり、必ず「学校生活管理指導表」を提出してもらいます。

(1) 学校生活管理指導表の提出を依頼する際の留意点

- ぜん息と食物アレルギーなど、複数のアレルギー疾患を有する場合には、必要に応じてそれぞれの主治医に記載してもらう。
- 学校生活管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、毎年提出してもらう。治療内容や学校生活上の配慮事項等の指示が変化する可能性がある場合は、1年を通じて予測される内容を記載してもらう。病状の変化があった場合はこの限りでない。
- 学校生活管理指導表を主治医に記載してもらう場合には、保険適用となる。
- 教職員等が学校生活管理指導表の記載内容を共有することについて、保護者の同意を得る。（署名欄）
- 学校生活管理指導表の1部をコピーして保護者に渡し、原本を学校に保管する。
- 「管理不要」となった児童生徒等に対しては、全教職員で情報を共有し、今後も日常的な健康観察や個別指導を実施し、経過観察を行う。

(2) 保護者との個別面談（必要に応じて）

保護者から聞き取りや個別面談を行い、児童生徒等の食物アレルギーについての詳細な情報を得て、申請内容を正しく把握することが重要となる。

- 面談者（例）管理職、栄養教諭等、養護教諭、学級担任、保健主事、給食主任
- 面談内容（例）

面談者は、事前に食物アレルギー・アナフィラキシー調査票を面談チェックリストで確認し、事前に得ている情報の不足や不明点等を詳細に聴取する。

4 食物アレルギー取組プラン案の作成及び対応実施の決定（様式6）

学級担任、養護教諭、栄養教諭等は、学校生活管理指導表や食物アレルギー調査等の情報をまとめ、学校での対応について、各担当で検討し、食物アレルギー取組プラン案を作成する。

食物アレルギー対応委員会では、作成した取組プランやその他の資料に基づき、対象となる児童生徒等の対応を検討し、対応の実施を決定する。なお、この検討に際しては、学校医等と連携を図る。

また、調理場における対応の実施については、単独調理場では校長が、共同調理場の受配校では校長から依頼を受けた共同調理場長が決定する。

5 保護者との面談（様式6、7）

●面談者（例）管理職、学年主任、学級担任、栄養教諭等、養護教諭

●面談内容（例）

保護者や児童生徒等本人に、取組プランを基に、学校における対応内容や給食の提供までの流れ等について説明する。また、エピペン[®]（アドレナリン自己注射薬）についても、保管場所などを保護者や児童生徒等本人とともに確認し、情報の共有を図る。保護者から取組プランの了解を得る。

6 全教職員・関係者の共通理解（様式6）

校（園）長は職員会議等で、取組プランの内容を全教職員に周知徹底して、共通理解を図る。特に栄養教諭等、調理員に対応の徹底を指示する。

7 対応の開始（様式6～11）

栄養教諭等は、決定した取組プランに基づき、「詳細な献立表（学校給食の原材料を詳細に記入した献立表）」及び「食物アレルギー対応食予定表」を作成し、毎月下旬までに翌月分の書類を学級担任等を通じて保護者に配付する。学級担任等は、保護者が対応食を確認して押印した「食物アレルギー対応食予定表」を回収し、食物アレルギー対応委員会の関係者に周知する。

調理場及び学校において、安全に学校給食を提供できる体制を最終確認して、対応を開始する。

栄養教諭等は、調理員に対して調理上の具体的な手順等を調理指示書に示し、作業工程表・作業動線図を確認しながら、原因食物の混入や誤食のないように周知徹底を図る。

学級担任等は誤食等が起こらないように、対象児童生徒等の管理や指導を行う。また、宿泊学習や補欠指導授業等においても、全教職員の誰もが緊急時に対応できる体制づくりに努める。

8 教育委員会等に対応内容等を報告（様式12、13、14）

学校給食実施校の校（園）長または共同調理場長は、食物アレルギー対応委員会で決定した事項を教育委員会等に報告し、食物アレルギー対応に関する環境の整備や指導・支援を受ける。また、学校は、教育委員会や関係機関と連携を図るために情報を提供したり、事故やヒヤリハット事例などの報告を行ったして、緊急時の対応や再発の防止など、適切な対応の実施が徹底できるように指導助言を受ける。

9 評価・見直し・個別指導（様式6）

(1) 評価・見直し

学級担任等は食物アレルギーを有する児童生徒等が対応食を確実に食べたかを確認し、栄養教諭等や調理場にフィードバックする。また給食時には、栄養教諭等は可能な限り、対象児童生徒等の学級を訪問して、実態把握や確認に努める。これらの情報を基に、定期的に取り組プランの評価・見直しを行う。また、症状の軽症化・重症化によって、保護者が新たな対応を希望される場合は、学校生活管理指導表の提出を求め、取組プランの見直しを行う。

(2) 個別指導・定期的な面談

日頃から児童生徒等に個別指導を行い、自己管理能力を高め、学校以外の食生活の質の向上を促す。また、保護者と定期的に面談を行い、家庭での除去状況や医療機関受診状況等の変化を聴取したり、現段階の課題等について話し合ったりして、その後の対応に反映させる。

2 学校給食における段階的な対応の進め方

学校給食における食物アレルギーの対応は、詳細な献立表対応【レベル1】、弁当対応【レベル2】、除去食対応【レベル3】、代替食対応【レベル4】に大別されます。

食物アレルギーの対応の際には、学校及び調理場の状況と食物アレルギーを有する児童生徒等の実態（重症度や除去品目数、人数など）を総合的に判断して、次の「段階的な対応の進め方（例）」を参考として安全性を最優先とした対応を検討する必要があります。

(1) 段階的な対応の進め方（例）

① 詳細な献立表対応【レベル1】		
<ul style="list-style-type: none"> ● 給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配付し、それをもとに保護者や学級担任等の指示又は児童生徒等の判断で、給食から原因食物を除いて食べる対応である。単品で提供できるもの（例 果物など）は対応できるが、調理しなければいけない食材は対応できない。 ● 詳細な献立表の作成と配付は学校給食対応の基本であり、すべてのレベルにおいて、あわせて提供する。 		
事前準備	・ 食材納入業者にアレルギー原因食物に関する資料の提供を依頼する。	栄養教諭等
	・ 資料をもとに詳細な献立表を毎月作成する。 ◎児童生徒等が除去すべき原因食物が分かるようにする。 ◎記載もれ等がないように複数の関係者で確認する。	栄養教諭等
	・ 詳細な献立表を保護者、教職員に配付する。	栄養教諭等
	・ 詳細な献立表をもとに除去する食品を確認し、学校へ報告する。 ※確認事項の情報を教職員で共有する。	保護者
当日	・ 除去する食品の確認を行う。	学級担任・本人
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この対応は、最も誤食事故が起きやすいため、特に学級担任は除去する食品と学校給食の内容を日々確認する。 ・ 学級担任が不在の場合の対応を明確にしておく。 ・ 学級担任は、一緒に会食する他の児童生徒等にも配慮する。 	

② 弁当対応（一部弁当対応又は完全弁当対応）【レベル2】		
<ul style="list-style-type: none"> ● 一部弁当対応：除去食の対応が困難な料理に対して、部分的に家庭から弁当を持参すること。 ● 完全弁当対応：食物アレルギー対応が困難なため、すべて家庭から弁当を持参すること。 ● レベル3及びレベル4であっても、場合によっては家庭から弁当を持参することもある。 		
事前準備	・ 詳細な献立表を保護者、教職員に配付する。	栄養教諭等
	・ 事前に弁当で代用するものを保護者と協議する。	学級担任・栄養教諭等
	・ 学校の実状に応じて、持参した弁当の安全で衛生的な管理方法を決める。（保冷バックに入れて職員室で保管する、冷蔵庫に保管するなど）	食物アレルギー対応委員会
当日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁当を給食時間まで安全で衛生的に管理する。 ・ 一部弁当対応の場合は、原因食物が入っていない料理を提供する。 	学級担任等・本人
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級担任は学校給食の内容を把握し、誤食事故が起きないように注意する。 ・ 学級担任は本人が精神的負担を感じないように配慮する。（他の児童生徒等の理解） ・ 学級担任は、給食当番に対して、食物アレルギーを有する児童生徒等が食べる学校給食に原因食物を接触させないように指導する。 	

③除去食対応【レベル3】

●広義の除去食は、原因食物を給食から除いて提供する給食を指し、調理の有無は問わない。

〔例：ごまアレルギーのある児童生徒等の「ごまあえ」からごまを除いて、味付けする。〕

事前準備	除去食献立の検討 ・通常給食を基本に除去食献立を作成する。 ・食物アレルギー対応食予定表及び詳細な献立表を作成し、保護者へ配付する。	栄養教諭等 栄養教諭等
	除去食献立の決定 ・食物アレルギー対応食予定表を確認し、確認の印を付して、学校へ食物アレルギー対応食予定表を提出する。 ・共同調理場長と協議し、除去食献立を決定する。 除去食献立の周知 ・除去食献立を保護者、学級担任等に周知する。	保護者 食物アレルギー対応委員会 栄養教諭等
	調理作業確認・打合せ ・給食調理での対応内容を調理指示書等に明示する。 ・調理指示書等に基づき、作業工程表及び作業動線図を作成する。 ◎原因食物の混入の恐れがある箇所をチェックする。 ◎担当者を明確にする。 ・的確に除去ができ、原因食物の混入が起これないように、作業工程表及び作業動線図を確認しながら調理員と綿密な打合せを行う。 ・配食、配膳、配送についての点検や管理等、各作業の担当者との連携や調整を確認する。	栄養教諭等 調理員 栄養教諭等、調理員 栄養教諭等
当日	調理・配食・検食 ・原因食物の混入が起これないように調理指示書、作業工程表及び作業動線図に基づき調理する。 ・除去食を個人容器 ^{*1} に配食し、ラップをかけ個票を貼る。 ・検食を行う。(共同調理場及び受配校) ・食物アレルギー対応食予定表に基づき、該当する児童生徒等の学校給食の内容を確認するとともに、誤食事故がないように注意する。	調理員 調理員 校長、教頭、共同調理場長等 学級担任
留意事項	・除去食の栄養素の不足について、家庭で補うよう保護者に伝える。	

調理器具、食材の管理

食物アレルギー対応に使用する調理器具、食材等の管理についてルールを定め、混入を防ぐ。

調理機器

- ・シンク、冷蔵庫、電子レンジ、加熱機器（IH、ガスコンロなど）、調理台、配膳台など必要な物を用意する。

調理器具

- ・専用の鍋、フライパン、ボール、菜箸、汁杓子などが必要である。
◎同日に複数の対応を行う場合には、原因食物ごとに専用の器具を使用する。

食材

- ・物資選定委員会等で決定された安全なものを使用する。
・対応用食材は、他の食材と区別して保管する。

その他

- ・個人容器は、学年・組・名前を明記した料理別の耐熱密閉容器が必要で、一般の食器類と区別して保管する。
・共同調理場では、学校別に配送容器^{*2}を用意し、学校ではそれを置く専用のスペースを確保する。

調理担当者の区別化

- ・対応食担当の調理員を区別化することで、作業の単純化、引継ぎによるエラーを防ぐ。調理員の人数配置が十分でない場合であっても、調理作業等を区分して行えるように配慮する。
- ・作業工程表を作成し、いつ、だれが、何に気を付けて作業をするかを確認する。
- ・対応食担当者は、他と異なる色の専用エプロンを着用するなど区別化をして作業をする。

調理作業の区別化

- ・対応食を調理する作業を区別化する。
- ・対応のための作業動線図を作成し、事故予防につなげる。例えば、調理している途中で対応食用に取り分ける等の作業（釜での調理中、卵を入れる前に取り分けるなど）を行う際に、混入を防ぐため、作業動線図を活用する。

※1 個人ごとの対応食を入れる容器

※2 共同調理場から学校に個人容器を届けるための容器（保冷バッグや食器かご等）

④代替食対応【レベル4】		◎安全性を担保できない場合は代替食を提供しない
<p>●広義の代替食は、除去した食物に対して何らかの食材を代替して提供する給食を指し、除去した食材や献立の栄養価等の考慮の有無は問わない。本来の代替食は、除去した食材や献立の栄養量を考慮し、それを代替して1食分の完全な給食を提供することを指す。</p>		
事前準備	・除去食対応【レベル3】に準ずる。	
当日	・除去食対応【レベル3】に準ずる。	
留意事項	・通常の学校給食とは全く別に調理作業ができるよう、作業分担や作業場所を十分考慮する。	
<p>調理器具、食材の管理 食物アレルギー対応に使用する調理器具、食材等の管理についてルールを定め、混入を防ぐ。</p> <p>調理機器 ・【レベル3】に加え、炊飯器、パン焼き器、オーブンレンジ、フードプロセッサー、冷凍冷蔵庫などが必要。</p> <p>調理器具 ・【レベル3】に加え、中心温度計、まな板、包丁、ざる、計量カップ、計量スプーンなどが必要。</p> <p>その他 ・【レベル3】に加え、移動調理台・専用の消毒保管庫・洗浄スペース・配食スペースを確保する。</p> <p>調理作業の区別化 【レベル3】に加え、食材が絶対に混入しないように区画する。</p>		

(2) 対応食提供の留意点

各調理場においては、人員や施設、設備、作業区域などのそれぞれの条件に応じながら、安全性を最優先としたアレルギー対応食を提供することが重要です。このため、献立作成、調理、配送、配膳など、各作業段階において以下の事項を参考に、関係者の共通理解を十分に図る必要があります。

食物アレルギー対応を踏まえた献立内容の工夫

- 同じ日に複数の原因食物を使用しないように考慮する。
- 原因食物を含まない献立を増やす。
- 原因食物を判別することができる形で提供する。
- 加工食品を使用する場合は、必ず原材料配合表を取り寄せ、使用食材の確認を行う。また、物資選定の際には、できる限り原因食物（卵、乳、小麦、落花生など特定原材料として消費者庁で定められた食品）を含まないものを選定するなどの配慮をする。

安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方

食物アレルギーを有する児童生徒等にも、給食を提供します。そのためにも安全性を最優先とする。また安全性の確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしらないか）を原則とする。

① 使用する頻度を検討する必要がある食物

特に重篤度の高い原因食物 そば、落花生（ピーナッツ）	・学校給食での提供を極力減らす。
特に発症数の多い原因食物 卵・乳・小麦・えび・かに	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り、1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないように配慮する。使用は最小限とし、対応を単純化する。 ・同じ原因食物を使用する日を週単位で検討し、一週間の中にその原因食物が使用されない日を作るなど考慮する。 ・加工食品は、添加物として原因食物が使用されていない食品を選定する等の対応を考慮する。 例：練り製品、畜肉製品
その他、対応申請のあった食物	・児童生徒等の実態に応じて、対応を検討する。

◎提供の際は、使用するねらいを明確にし、使用していることが明確な料理や料理名とする。

② 調味料・だし・添加物

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい。特に下記の食材については、完全除去を原則とする学校給食においても、基本的に除去する必要はない。

これらについて対応が必要な児童生徒等は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮する。

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称：肉だんご
 原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ（小麦を含む）、香辛料（小麦を含む）、酵母エキス、調味料（アミノ酸、核酸）

【小麦アレルギーの例】
 下線のような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はない。

③ 調理等の工夫

栄養教諭等は、食物アレルギー原因食物の混入防止の観点から献立を作成する。さらに、作業工程表や作業動線図を確認し、複雑で煩雑な調理作業にならないようにする。

ア 原因食物を使用しない調理方法にする。

（例）唐揚げ、フライの衣等で、小麦粉のかわりに米粉やじゃがいもでんぷんを使用する。
 かき揚げや、フライの衣等に卵を使用しない。

イ 原因食物が料理に使用されていることが一目で分かるようにする。（例）チーズは練り込まず上に乗せる

ウ 原因食物が入っている料理と除去した料理で形を変えて分かりやすくする。（例）円形、四角形

④ 料理名・使用食品の明確化

安全な給食提供のために献立表や料理名を工夫する。

献立表の作成に当たっては、複数の給食関係者で確認し、誤表示や記入漏れのないようにする。

ア 献立表

- ・料理ごとに使用している原材料が詳細に分かる献立表を作成し、学校関係者、調理場関係者、保護者等を含む関係者全員で同一のものを共有する。
- ・加工食品に原因食物が使用されている場合は、それを明記し、必要に応じて詳細な原材料が確認できるようにする。

イ 料理名

- ・原因食物が使用されていることが明確な料理名とする。
 （例）かにと卵のスープ、大豆のかみかみ揚げ、えび入りはんぺん

⑤ 弁当対応の考慮対象

以下のア、イに該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮する。

ア 極微量で反応が誘発される可能性があるなどの場合

- 調味料・だし・添加物の除去が必要
- 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

（注意喚起例）

- 同一工場、製造ライン使用によるもの
 「本品製造工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」
- 原材料の採取方法によるもの
 「本製品で使用しているしらすは、えび、かきが混ざる漁法で採取しています。」
- えび、かきを捕食していることによるもの
 「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かきを食べています。」

- c) 多品目の食物除去が必要
- d) 食器や調理器具の共用ができない
- e) 油の共用ができない
- f) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

イ 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

◎単に「エピペン[®]所持している」「アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往がある」だけで弁当対応にする必要はない。

◎a)～f)に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるかを改めて確認することが望まれる。

実施献立の共有

栄養教諭等は、取組プランに基づき「食物アレルギー対応食予定表」及び「詳細な献立表」を作成し、学級担任等を通じて保護者に配付する。学級担任等は、保護者が内容を確認して押印した「食物アレルギー対応食予定表」を回収し、食物アレルギー対応委員会の関係者に周知する。

● 献立変更時の対応方法の決定

やむを得ず献立変更する場合は、児童生徒等、保護者及び関係者全員が情報を共有できるよう、食物アレルギー対応委員会で対応方法を決定し、マニュアルや取組プラン等に記載する。

【検討内容】

- ・連絡方法や、保護者と連絡がとれなかった際の対応等

【献立変更の可能性】

- ・自然災害や天候不順等、納品された食品が発注と異なっていた場合等

実施献立・調理手順等の確認

前日あるいは当日の朝、栄養教諭等と調理にかかわる全員でアレルギー対応作業も明記した調理指示書、作業工程表、作業動線図を参照しながら、綿密な打合せを行う。

なお、調理指示書、作業工程表、作業動線図は普通食用のものと対応食用のものとを別に作るのではなく、1枚で普通食・対応食に係る作業が確認できるようにする。

【確認項目】

- ・対応が必要な児童生徒等及び出欠状況
- ・除去、代替する食材と献立
- ・調理の担当者
- ・調理の手順
- ・使用する器具
- ・取り分けるときのタイミング

○ 「作業工程表」作成のポイント

- ・必ず事前に作成する。
- ・調理員と綿密な打合せを行い共通理解を図る。
- ・普通食の作業工程表の中に対応食の作業工程についても明記する。
- ・いつ、どこで、誰が、何に気を付けて（混入・誤配等）作業するか明記する。
- ・途中で取り分ける料理についても明記する。

○ 「作業動線図」作成のポイント

- ・必ず事前に作成する。
- ・普通食の作業動線図の中に対応食の作業動線についても明記する。
- ・対応食の食材は、普通食の動線と分けてわかるように明記する。
- ・対応食を調理する場所を明記する。
- ・混入が心配される場所について明記し、注意を促す。

◎作業工程表、作業動線図の作成に当たっては、「学校給食調理従者研修マニュアル（文部科学省平成24年3月）」の第6章「作業工程表・作業動線図の作成」を参考にする。

保存食・検食

除去食、代替食を提供する場合は、普通食と同様の中心温度の確認、記録、調理後の温度管理を行う。また、保存食を50g確実に採取し、検食も行う。

誤調理の防止（除去食・代替食）

学校給食調理場（単独・共同）		担当者
事前	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭等が作成したアレルギー対応食の調理指示書等や作業工程表、作業動線図を全員で確認する。 ・アレルギー対応食を担当する調理員を指定する。 ・原因食物や調理方法等を把握した上で作業工程表や作業動線図に基づき、食材を置く位置や扱い方、配食方法などを全員で確認する。 ・アレルギー対応食専用の器具類は色分けするなど、区別しておく。 	調理員 校長・共同調理場長 調理員
検収 ・ 保管	<ul style="list-style-type: none"> ・納品された食材が発注した食材であるか確認する。（特に加工食品等は、業者から取り寄せた詳細な原材料配合表と同じ食品か確認する。） ・対応食材は、他の食材と区別して保管する。 	検収担当者 調理員
調理 作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー専用調理室、または専用スペースで作業を行い、原因食物の混入を防ぐ。 ・アレルギー対応食毎に専用の調理器具を使用するとともに、調理員の手指、作業着等を介した調理過程での原因食物の混入に注意する。 ・アレルギー対応食担当者は、他の調理員と違う色のエプロンを着用するなどして区別化をして作業をする。 ・アレルギー対応食の調理指示書等をもとに、誤調理がないか複数の調理員で確認し、食物アレルギー対応食チェック表を記入する。 ・万が一、原因食物の混入や取り忘れが起こった場合は、提供を中止する。 	調理員 調理員 調理員 調理員 ◎中止の決定 校長・共同調理場長

誤配の防止（除去食・代替食）

	単独調理場	共同調理場	担当者
調理場	<ul style="list-style-type: none"> ・個人容器に対象児童生徒等の学年・組・名前・対応内容（除去や代替食品）を記載した個票を貼り、アレルギー対応食を配食する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>アレルギー対応食の専用食器に盛りつけてラップをかけ、個票を貼り配食する。食器または配膳盆は普通食とは別の色の物を用意し、アレルギー対応食の専用とする。</p> </div> <div style="margin: 5px 0;"> <p>◎個票の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>○○小学校 5年2組 富山 花子 たまごなし（献立名）</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ◎個票は原因食物別に色分けするなどして区別しやすくする。 ◎低学年はひらがなにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人容器に対象児童生徒等の学校名・学年・組・名前・対応内容（除去や代替食品）を記載した個票を貼りアレルギー対応食を配食する。 ・個人容器を専用の配送容器（保冷バッグや食器かご等）に入れる。 ・受配校の配膳担当者に分かるようにアレルギー対応食の有無を配送用コンテナに明記する。 ・食物アレルギー対応食配送確認表にサインし、配送運転手に渡す。（配送運転手は、学校到着後、食物アレルギー対応食配送確認表にサインし、配膳担当者に渡す。） 	調理員 調理員 調理員 調理員 配送運転手
配膳室	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒等の教室（※）にアレルギー対応食を確実に届け、食物アレルギー対応食チェック表に記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配膳室の専用スペースにアレルギー対応食を保管し、対象児童生徒等の教室（※）に確実に届ける。食物アレルギー対応食配送確認表にサインする。 	配膳担当者
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: fit-content;"> <p>※対象児童生徒等が給食を職員室に取りに行く場合は職員室（この場合、職員室で受け渡しをする担当者を明確にしておくこと）</p> </div>			

●教室での誤配、誤食の防止については、次ページ「学校における食物アレルギー対応の一日の流れ（例）」を確認する。

(3) 学校における食物アレルギー対応の1日の流れ（例）

食物アレルギーを有する児童生徒等が、学校生活を安全・安心に過ごすためには、朝から、誤食事故等が起きないように、1日のルールを決めて実施することが大切です。

	家庭・本人	教室（教職員等）	給食室等
朝	<ul style="list-style-type: none"> 親子で食物アレルギー対応食予定表を確認する。 除去食等がある日に欠席する場合は、欠席連絡の時に伝える。 	《学級担任》 <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー対応食予定表を確認する。 除去食等がある日に欠席連絡を受けた場合は、給食室に連絡する。 給食時間に不在の場合は、補欠の教職員に引き継ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> 朝の打合せで、その日のアレルギー対応食の調理作業について確認する。
お昼まで	<ul style="list-style-type: none"> 弁当持参の場合は、給食時間までに決めた場所に預ける。 	《学級担任・職員室・事務室》 <ul style="list-style-type: none"> 弁当を預かる。 弁当の温度管理に留意する。 対象児童生徒等が取りに来るまで職員室で除去食等を預かる場合も温度管理等、衛生管理に留意する。（食物アレルギー対応食予定表を確認） 	<ul style="list-style-type: none"> 除去食等の食器または容器に個票を付ける。 食器は教室分を減らさず、別の食器に盛り付ける。
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> 原因食物に触れない。 一番先に配膳する。 除去食等や弁当は、自分で取りに行く。 除去食等を食器に移し替える場合は自分で行う。 普通食を食べない。（おかわり禁止） 食物アレルギー症状が出た場合、すぐに周りの人に伝える。 	《学級担任》 <ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー対応食予定表を確認する。 給食当番の担当や座席を配慮する。 一番先に配膳し、除去食等や弁当がある場合は自分で取りに行かせる。 普通食を食べないように気を付ける。（おかわり禁止） 《他の児童生徒等への指導》 <ul style="list-style-type: none"> 対象児童生徒等に食物アレルギー原因食物を配膳・提供しないように注意する。 対象児童生徒等の給食の配膳には、食物アレルギー原因食物に触れた tong や食器等を使用しない。 正しい姿勢で落ち着いて食事し、食物を散らかさない。 牛乳パック等、丁寧に片付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 除去食等を本人に手渡し、確認する。（渡す者は、教職員が望ましい） 普通食を食べないように、注意を促す。

補欠指導授業計画表（例）

月	日	曜日	年 組	担任
限	教科		指導内容・その他	
朝	の	会		担当者
1限				
2限				
3限				
4限				
給	食		○さん（かき玉汁、牛乳は食べるできません） △さん（カニ給食は、〇〇室で食べます）	
5限				
帰	り	の		
6限				
備考	※食物アレルギーやアナフィラキシーを起こす児童生徒等がいる場合、必ず関連事項について記入する。 ○さんのエピペンは、職員室にあります。 △さんのエピペンは、教室の机横のカバンの中のピンクの袋にあります。			

※学年主任と調整し、教務主任へ前日までに提出する。

※学級担任は、学級の教卓等に貼り、目に付くようにする。

3 学校給食以外における対応

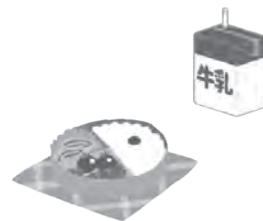
(1) 学校生活での留意点

食物アレルギーを有する児童生徒等の学校生活を安全・安心なものにするためには、学校給食以外にも配慮することが必要です。特に学校における次の活動は、一般的にアレルギー症状を引き起こしやすい原因と密接に関係するため、注意する必要があります。

食物・食材を扱う授業・活動

微量の摂取・接触により発症する児童生徒等は、「食べる」だけでなく、「原因物質が浮遊した空気を吸い込む」ことや「触れる」こと等、ごく少量の原因物質でも発症する原因になることを踏まえ、次のような活動には十分配慮する。

- ◇調理実習 ◇牛乳パックの洗浄 ◇小麦粘土を使った図工授業
- ◇ソバ打ち体験授業 ◇節分行事における豆まき（落花生等）
- ◇縄文体験（クルミ割り等）
- ◇遠足等（おかずやおやつの交換） ◇学校祭・文化祭（模擬店等）
- ◇サマースクール（調理実習）



運動（食物依存性運動誘発アナフィラキシー）

- ・運動前2時間以内は原因食物の摂取を避ける。
- ・原因食物を食べた場合、以後2時間の運動は避ける。
- ・保護者と相談して運動を管理する必要がある。



宿泊を伴う校外活動

- ・宿泊先で重篤な症状が出現した場合を想定して、搬送する医療機関や消防機関を事前に把握する。
- ・主治医からの紹介状（緊急時の指示書）等を用意する。
- ・少しでもアレルギー症状が出現したら、教職員に伝えるよう指導する。
- ・児童生徒等有するアレルギー疾患についてや、当該児童生徒等が持参している救急治療薬に関する情報等を引率教職員全体で共有する。
- ・事前に宿泊先等と連絡を取り、食事内容について確認し、配慮を要請する。



(2) 食物アレルギーに関する指導

食物アレルギーを有する児童生徒等が安全で安心な楽しい学校生活を送るためには、当該児童生徒等の状況について、他の児童生徒等からも理解が得られるよう配慮することが重要です。

そのためには、保護者の意向やプライバシーに配慮しながら、児童生徒等の発達の段階に合わせて、食物アレルギーに関する内容を指導する必要があります。

指導のポイント

① 集団指導

学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する児童生徒等への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

【学級・部活動等での指導事項（例：21～22ページ参照）】

- ・食物アレルギーについての基本的な理解
- ・食事を安全に楽しむためになど

② 個別指導

食物アレルギーを有する児童生徒等とその保護者に対し、必要に応じて個別指導を実施する。

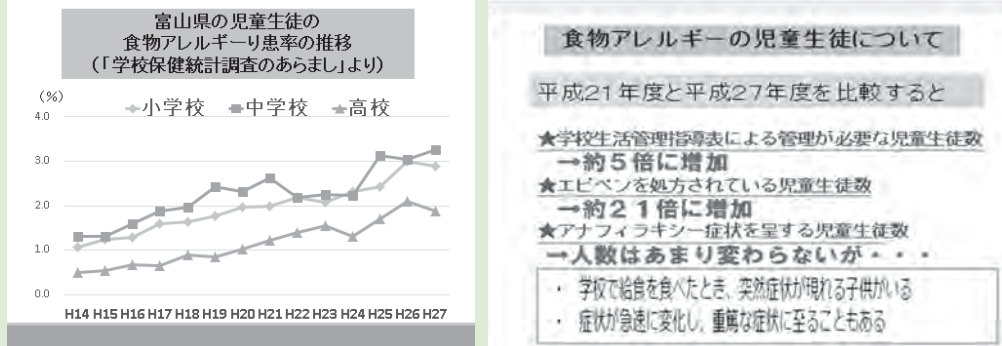
【個別指導例】

- ・自分で判断できる能力の育成
- ・栄養摂取における家庭での留意点等

指導例：「学級活動（2）」及び「朝の会」等

食物アレルギーについて理解して、みんなが安全に過ごせるように協力して行動しよう

「食物アレルギーに関する学習」を位置付ける意義について



上のグラフからも分かるように、近年、県内の食物アレルギーを有する児童生徒（県内全小・中・高校生）は増加しています。平成21年度と27年度との比較では、学校生活管理指導表による管理が必要な児童生徒数は5倍に増え、エピペンを処方されている児童生徒数は21倍に跳ね上がっています。

県内では、アナフィラキシーショックを呈する児童生徒の数は増加していませんが、重篤な事態はいつでも起こる可能性があるため、危機管理意識を高くもち、学校全体で研修を実施して共通理解して、適切に予防・対応できるようにすることが大切となります。

情報共有して、指導する必要性について

- ① アレルギー反応の発症については、学校給食時や学習時だけでなく、休み時間や校外学習等の大人が近くにいないときである場合や、これまで食物アレルギーを有すると認識されていなかった児童生徒が突然反応を起こす場合もあります。

そのため、学級の児童生徒一人一人が仲間の命を守るために行動できるように、食物アレルギーの有無に関わらず、全員への指導が非常に大切であると考えられます。

- ② 学級で食物アレルギーについての情報の共有化が図られていない場合には、適切なアレルギー対応にも関わらず、周りの児童生徒やその保護者から、特定の児童生徒への特別扱いとして誤解を受け、いじめ等に繋がるという懸念があります。

指導の実施に際しての留意点について

- ① 学級に食物アレルギーを有する児童生徒がいる場合には、本人とその保護者の了解の下でお進めいただき、学級の全ての児童生徒が心身ともに安全に学校生活を送れるようにご配慮ください。
- ② 食育の観点からは、アレルゲンは食べたり触ったりしてはいけないが、アレルゲン以外は、好き嫌いせずに食べることが大切であることをご指導いただきますように、お願いします。

【参考文献】

※原文のまま引用。

調布市立学校児童死亡事故検証結果報告書概要版

- 「2 事故発生の要因」 「(1) 情報の共有について イ」
 - ・ 発達の段階にもよるが、同じクラスで学ぶ友人に食物アレルギーがある場合、友人が何を食べてはいけないのかという事について、同じクラスにいる児童全員が注意する必要がある。
- 「3 事故防止への提言」
 - 「(1) 情報共有に関する提言」 「オ 除去食に関する統一した資料の共有等について」
 - ・ 同じクラスの児童たちにも「誰が何の食物アレルギーがあるのか」「何を食べてはいけないのか」という情報を伝えることで、クラス全体で仲間の命を守る取組みを行って欲しい。

「調布市立学校児童死亡事故検証委員会 平成25年3月」

今後の学校給食における食物アレルギー対応について（最終報告）

- 「3 学校及び調理場における食物アレルギー対応」
- 1-C) アレルギーの有無に関わらず、食育等の観点から、給食時間における指導等食物アレルギーに関して、児童生徒に教えていくことも重要である。
- 2-C) 児童生徒の発達段階を踏まえた上で、食物アレルギーに関して、指導することが望まれる。

「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議 平成26年3月」

【文部科学省ホームページより】

◆ 事前の配慮事項等について

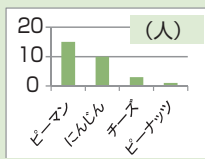
本指導例は、食物アレルギーに関して指導していただくために、簡潔な形式で提案したものです。各学校では、児童生徒の発達の段階と学級の実態に応じて、1時間や20分単位等で工夫して活用し、食物アレルギー事故の予防と対応の仕方について学ぶ機会を設定してください。
 なお、学級に食物アレルギーを有する児童生徒がいる場合には、事前に本人とその保護者の了解を得ることが前提です。その上で、学級の全ての児童生徒が心身共に安全に学校生活を送ることができるように、ご配慮ください。

◆ 学習の目標（本時・事後指導）

- ・食物アレルギーについて、正しく理解することができる。
- ・食物アレルギーの有無にかかわらず、学級や学校の仲間と共に、安全な学校生活が送れるように、自分にできることを実行することができる。

◆ 本時の板書

「A学級のみなが食べられない食品」



好き嫌い？

- ・野菜・・・にがい
- ? チーズ・・・かゆい
- ? ナッツ・・・息が苦しい

体の具合が悪くなる

★食物アレルギーの反応

- ・かゆくなる
- ・息が苦しくなる
- ・命がきけんなこともある

① 食物アレルギーについて、理解しよう。

食物アレルギーの仕組み

- 消化できない食品を敵と見なして毒を出すので、その毒で体調不良になる免疫システム
- ・かゆくなる
- ・息が苦しくなる
- ・運動誘発性の反応もある
- △好き嫌いとは、違う

「給食の献立」(写真)

- ・チーズハンバーグ
- ・パン ・ナッツ 等

- ※主なアレルギーを説明する。
- ※体験活動や校外学習のおやつなどにも注意する必要があることを説明する
- ※時間が経って休み時間に反応することもあるので、一人でいないことが大切なことを説明する

② みんなが安全に過ごせるように、自分にできることをしよう。

- 食物アレルギーをもつ人が、アレルゲンを間違えて食べたり、触ったりしないようにみんなで声をかけて気をつける
- ・給食の時
 - 食物アレルギーがある人の分を最初に配る
 - ラップは食べるときに外す
 - ×おかわり禁止
 - ×牛乳パックにさわらない
- ・校外学習の時
 - ×弁当のおかずやおかしをあげる
 - ×牛乳パックにさわらない
 - ×食材に注意する
- ・生活科・図画工作科の時
 - ×牛乳パックにさわらない
- ・家庭科の調理実習の時
 - ×食材に注意する
- もし、友達の具合が悪くなったら、食物アレルギー反応の場合もあるので、直ぐに大きな声を出して知らせ、大人を呼んでくる
- 休み時間に反応を起こすことがあるので、一人ではなく友達と過ごすことが大切だ
- アレルギーのある人は、友達に協力してもらえるように、普段から話しておいた方がよい

◆ 学習の流れ（本時・事後指導）

つかむ

(提示するグラフは、学級の実態に応じて、仮想のものか、実際のものかを判断する。)

- 「A学級のみなが食べられない食品」のグラフを見て、気付いたことを話し合う。
- 「A学級のみなが食べられない食品」には、好き嫌いではなく、食物アレルギーのアレルゲンの場合があることを知る。

さぐる・見付ける

- 食物アレルギーの仕組みについて、養護教諭等からの説明を聞く。
- アナフィラキシーショックを起こすと命が危険なことがあるので、学級や学校のみならず、協力して命を守る必要があることを理解する。
- 実際の給食の写真と献立内容を基に、どの食材がアレルゲンになる場合があるかを理解する。
- アレルギーがある場合は、どのように行動すればよいのかを理解する。

行動の目当てを決める

【目当て】

- 給食の時間に特に気を付けること。
 - ・配膳するときには、食物アレルギーのある人は最初に配る。ラップは、食べるときに外す。
 - ・おかわりは禁止である。
 - ・全員、アレルゲンをまき散らさないように、しっかり座ってマナーよく食べる。
- 給食、休み時間、校外学習、学習時間等に気を付けること
 - ・食物アレルギーのある人が、間違えて食べたり触ったりしないように声を出し合って確認する。
 - ・食物アレルギーのある友達が、具合が悪くなったら、声を出して、近くの大人を呼ぶ。(休み時間や校外学習時等に発症する場合があるので、一人で行動しないことが大切である。)
 - ・食物アレルギーのある人は、体調が悪くなったら、直ぐに周りの人に知らせる。
- 食物アレルギーのある人は、自分から話して、いつでも協力してもらえるようにする。

実行する(事後指導について)

- ・ワークシートに書いた目当てが正しいか教師が確認した上で、安全に過ごせるよう行動する。
- ・1週間取り組んでみて、帰りの会等で様子を振り返り、よりよい行動の習慣化を目指す。

(3) 校内研修

食物アレルギーを有する児童生徒等について、全教職員で情報の共有を図るとともに、誰もが緊急時に適切に対応できるよう、アナフィラキシー専用の救急セット等を準備したり、校内研修を実施したりして、緊急時に備える必要があります。

研修時期

- ・年度始め（学校給食を実施している場合は給食開始まで）に必ず教職員全員の共通理解を図る。
- ・校外行事や宿泊を伴う行事の前などに、必要に応じて研修を実施する。

校内研修の内容（例）

ア 食物アレルギーの基本的な知識の理解

- ・食物アレルギーについて（定義・頻度・原因・症状・治療）
- ・アナフィラキシーについて（定義・頻度・原因・症状・治療）

イ 校内及び関係機関との連携体制の構築

- ・異校種（幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校）間の情報の共有や連携の在り方
- ・該当児童生徒等に対する個別指導の在り方（症状の重い児童生徒等に対する支援の重点化）（家庭と連携して食べてよいもの、よくないもの等についての指導）
- ・学校管理指導表や食物アレルギーを有する児童生徒等に対する取組プランについて

ウ 日常生活での配慮事項

- ・給食での対応
- ・給食以外での対応
- ・該当児童生徒等以外の児童生徒等に対する説明及び協力依頼の在り方（食育の授業等の活用）

エ 緊急時の対応

- ・発症時の症状と対応の仕方（教職員の役割分担）
- ・緊急対応訓練（シミュレーション研修、消防機関や医療機関との連携）
- ・エピペン[®]の使用の法的解釈、保持者と保管場所の確認、使い方の実技研修
- ・発症後の児童生徒等の心のケアの方策

ワンポイント

●「エピペン[®]の適切な管理のために」

- ◇光で分解しやすいため、携帯用のケースに入れて保管する。
- ◇15～30℃での保存が望ましい。冷蔵庫の中や、日光のあたる高温下等に放置しない。
- ◇夏場にエピペン[®]を持ち歩くときは、次のような工夫をするとよい。
 - ・保冷バックに入れる。
 - ・冷蔵庫で冷やした保冷剤をタオルで包んだものや、冷たい飲料水のペットボトルなどと一緒にエピペン[®]をバックに入れる。



●「アナフィラキシー専用救急セット（例）」

- エピペン[®]・エピペン[®]使用手順書
- 内服薬・紙コップ（水）
- 血圧計
- パルスオキシメーター
- 携帯用酸素
- 人工呼吸用マスク
- 食物アレルギー緊急時対応マニュアル（富山県版）
- 毛布（レジャーシート）
- バスタオル
- タオル
- 嘔吐対応グッズ（ ビニール袋 ビニール手袋 等）
- 尿・便失禁用オムツ



食物アレルギー対応校内職員研修会計画（例）

年 月 日
〇〇小学校

1 日 時 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分

2 場 所

3 対 象 教職員、調理員、関係職員 等

4 内 容

(1) 食物アレルギー対応児童について ※資料 食物アレルギー対応者一覧表

(2) 給食配膳方法の確認について

(3) 食物アレルギー緊急時対応の確認について ※資料 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

(4) DVD「学校における食物アレルギー疾患対応資料」視聴

文部科学省 公益財団法人日本学校保健会 平成27年3月

(5) エピペン®の使用方法和実技練習 ※資料 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

(6) 緊急時対応のシミュレーション研修

- ・自校に食物アレルギー取組プランを作成した児童生徒等がいる場合は、その取組プランを活用する。
- ・事例をもとに、緊急性の判断と対応について、グループ協議する。
- ・事例をもとに、食物アレルギー緊急時対応マニュアルを活用し、それぞれの役割について、シミュレーションを行う。

【シミュレーション研修例】

事例1 養護教諭 不在

小学3年女子（くるみ・ナッツ）除去食対応・エピペン®あり

給食後に首が赤くなり、かゆくなってきた。その後に気持ちが悪くなったため、学級担任に申し出た。この日は、養護教諭が出張で不在のため、職員室にて様子を見ていた。口の周りや口の中にかゆみや赤みが出始め、「のども少しかゆい気がする」と訴え、元気がなくなってきた。また、少しずつ顔色が悪くなり、青白くなってきた。

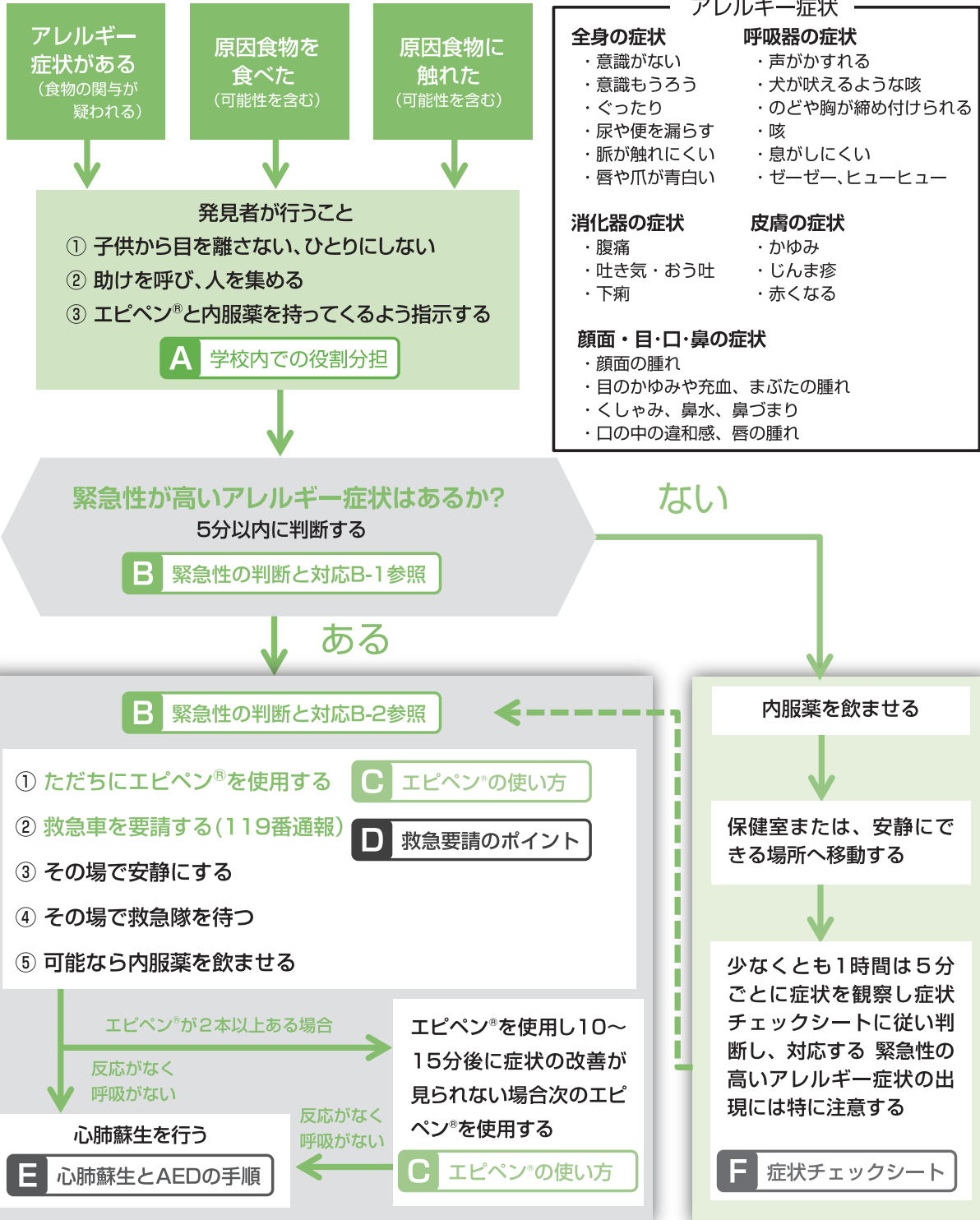
事例2 養護教諭 在 担任不在

高校1年男子 弁当・エピペン®なし

（学級担任が昼食前に補欠で入る先生への引継ぎを行う。）昼食時に持参した弁当を食べる。昼休みは元気に体育館でボール遊びをしていた。昼休み後に、保健室に不調を訴えて来室した。唇の多少の腫れと、両腕の内側や太ももの内側にじんましがみられた。意識はしっかりしていて、受け答えもできる。のどの違和感や吐き気等の自覚症状はなかった。

Ⅲ 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



A 学校内での役割分担

◆ 各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う

管理・監督者(園長・校長など)

- 現場に到着次第、リーダーとなる
- それぞれの役割の確認および指示
- エピペン®の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

発見者「観察」

- 子供から離れず観察
- 助けを呼び、人を集める(大声または、他の子供に呼びに行かせる)
- 教員・職員A、Bに「準備」「連絡」を依頼
- 管理者が到着するまでリーダー代行となる
- エピペン®の使用または介助
- 薬の内服介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

教員・職員A「準備」

- 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を持ってくる
- エピペン®の準備
- AEDの準備
- 内服薬の準備
- エピペン®の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

教員・職員B「連絡」

- 救急車を要請する(119番通報)
- 管理者を呼ぶ
- 保護者への連絡
- さらに人を集める(校内放送)

教員・職員C「記録」

- 観察を開始した時刻を記録
- エピペン®を使用した時刻を記録
- 内服薬を飲んだ時刻を記録
- 5分ごとに症状を記録

教員・職員D～F「その他」

- 他の子供への対応
- 救急車の誘導
- エピペン®の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

B 緊急性の判断と対応

- ◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！
- ◆迷ったらエピペン®を打つ！ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

①ただちにエピペン®を使用する！

➡ **C** エピペン®の使い方

②救急車を要請する(119番通報)

➡ **D** 救急要請のポイント

③その場で安静にする(下記の体位を参照)
立たせたり、歩かせたりしない！

④その場で救急隊を待つ

⑤可能なら内服薬を飲ませる

◆エピペン®を使用し10~15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う ➡ **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

少なくとも1時間は5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

C

エピペン[®]の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開けエピペン[®]を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、“カチツ”と音がするまで強く押しあてそのまま5つ数える

注射した後すぐに抜かない!
押しつけたまま5つ数える!

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン[®]を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、マッサージする

介助者がいる場合



- ・介助者は、子供の太ももの付け根と膝をしっかり抑え、動かないように固定する
- ・介助者は、上半身で子供の腕をクロスさせ、支えるようにして肩の関節を押さえる

注射する部位

- ・衣服の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝を中央部で、かつ真ん中(A)よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合



D 救急要請(119番通報)のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える

①救急であることを伝える



119番、
火事ですか？
救急ですか？

救急です。





②救急車に来てほしい住所を伝える



住所はどこですか？


()市()町
()丁目()番
()号の
()学校です。



住所 _____


学校名 _____

③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える



どうしましたか？

小学4年生の男子児童が給食を食べたあと、呼吸が苦しいと言っています。



いつ _____


だれが (_____ 年生 _____ 歳 男・女) _____

どのような状態 _____

エピペン 処方 (有・無) 使用 (有・無) _____


エピペン[®]の処方やエピペンの使用の有無を伝える

④通報している教職員の氏名と連絡先を伝える



あなたの名前と連絡先を教えてください

私の名前は ()です。
電話番号は ()です。



氏名 _____

電話番号 _____

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある
 ※通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
 ※その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く
 ※救急車を誘導する教職員を校門等へ向かわせる

目 心肺蘇生とAEDの手順

- ◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！
- ◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

①反応の確認

肩を叩いて大声で呼びかける
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

②通報

119番通報とAEDの手配を頼む

③呼吸の確認

10秒以内で胸とお腹の動きを見る

普段通りの呼吸をしていない
又は、判断に迷う場合

※普段通りの呼吸をしているようなら、
観察を続けながら救急隊の到着を待つ

④必ず胸骨圧迫！可能なら人工呼吸！

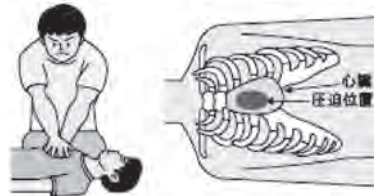
30:2

ただちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う

⑤AEDのメッセージに従う

電源ボタンを押す
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う

胸骨圧迫のポイント



- ◎強く(胸の厚さの約1/3)
- ◎速く(100~120回/分)
- ◎絶え間なく(中断を最小限にする)
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

人工呼吸のポイント



- 息を吹き込む際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

AED装着のポイント



- ◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
- ◎6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

心電図解析のポイント



- ◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

ショックのポイント



- ◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

F 症状チェックシート

- ◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する
- ◆の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する
(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分)	エピペン®を使用した時刻(時 分)
内服した時刻(時 分)	

全身の症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	
呼吸器の症状	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返して吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回のおう吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢
目・口・鼻・顔面の症状	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み(がまんできる) <input type="checkbox"/> 吐き気
皮膚の症状	<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み
上記の症状が1つでもあてはまる場合		
1つでもあてはまる場合		1つでもあてはまる場合

①ただちにエピペン®を使用する
 ②救急車を要請する(119番通報)
 ③その場で安静を保つ(立たせたり、歩かせたりしない)
 ④その場で救急隊を待つ
 ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応B-2参照

ただちに救急車で医療機関へ搬送

①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する
 ②速やかに医療機関を受診する(救急車の要請も考慮)
 ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

速やかに医療機関を受診

①内服薬を飲ませる
 ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

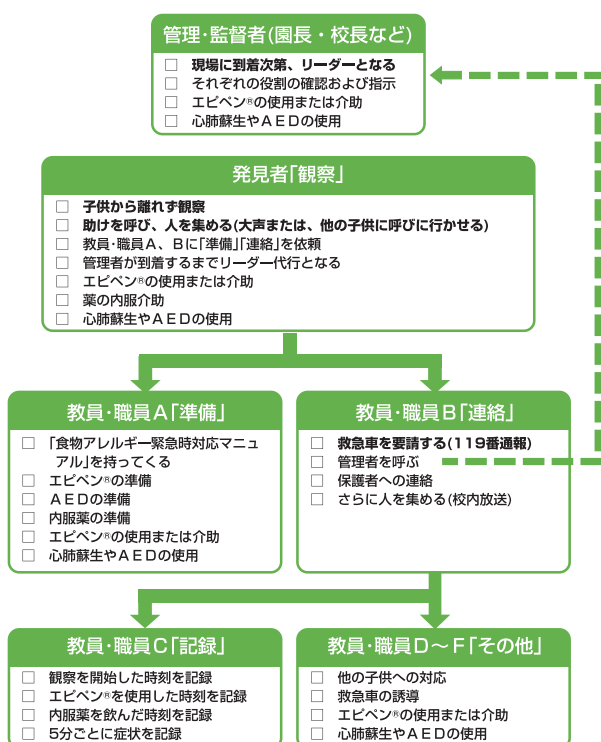
安静にし、注意深く経過観察

〈緊急時におけるA学校内での役割分担とF症状チェックシートの活用例〉

- 緊急時の役割や症状が一目で分かるように、2枚のシートを並べて印刷する。
- 該当する症状や実施した役割にチェック☑を入れ、その時間を記録する。
- 症状が急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する。
- 初期症状のときは、うがいをしたり、原因物質が触れたところを水洗いしたりする。
- エピペン®を使うか迷った時は、使用する。

〈重要ポイント〉

救急車に同乗する際は、AEDを装着したときは外さず、使用したエピペン®、学校生活管理指導表のコピー、記録した用紙等を持って行く。



観察を開始した時刻(時 分)		エピペン®を使用した時刻(時 分)	
内服した時刻(時 分)			
全身の症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もつろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 髪が寝れにくいまは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い		
呼吸器の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすめる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がかしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い(かまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返す吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回のおう吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み(かまんできる) <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口・鼻・顔面の症状	上記の症状が1つでもあてはまる場合	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻つまり
皮膚の症状	上記の症状が1つでもあてはまる場合	<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み
	上記の症状が1つでもあてはまる場合	1つでもあてはまる場合	1つでもあてはまる場合
A ただちにエピペン®を使用する ② 救急車を要請する(119番通報) ③ その場で安静を保つ(立たせたり、歩かせたりしない) ④ その場で救急隊を待つ ⑤ 可能ななら内服薬を飲ませる B 緊急性の判断と対応B-2参照		① 内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する ② 速やかに医療機関を受診する(救急車の要請も考慮) ③ 医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、上記の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する	① 内服薬を飲ませる ② 少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する
ただちに救急車で医療機関へ搬送		速やかに医療機関を受診	安静にし、注意深く経過観察

〈参考資料〉

- ① 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(公益財団法人日本学校保健会)
 - ② 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」(公益財団法人日本学校保健会)
<http://www.gakkohoken.jp/books/archives/51> (日本学校保健会発行物)
 - ③ 「学校給食における食物アレルギー対応指針」(文部科学省)
 - ④ 「アレルギー疾患対応資料(DVD)映像資料及び研修資料」(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm
- 「日本小児アレルギー学会ホームページ」 <http://www.jspaci.jp/>



IV Q&A

Q 1 学校等の生活において食物アレルギーを有する児童生徒等について配慮することはどんなことがあるか。(P.20)

A 1 学校において、食物アレルギーに対する配慮や管理が必要となるのは、給食の時間だけではなく、日常の授業における教材や遠足・修学旅行といった食事を伴う行事では、保護者や旅先の宿泊施設との綿密な打ち合わせやその近隣の医療事情の把握が必要である。

また、食物アレルギーを有する児童生徒等は、原因物質に触れたり、その物質が浮遊している空気を吸ったりしただけでも症状が出てしまうことがある。そのため、触れない、その場で使わないように配慮することが必要である。(座席の配慮、食事中・事後の観察、給食当番の役割分担への配慮や後片付け等)調理実習等の授業では、事前に原因となる食物を扱わないメニューを考慮し、検討する機会を持つことが必要である。(小麦粘土、牛乳パックを使った工作、植物栽培、豆まき等)工場見学や体験学習(そば打ち、乳搾り等)、遠足のおやつ、各種行事、学童保育などにおいても指導員や他の保護者の理解を得ることが大切である。

Q 2 食物アレルギーを有する児童生徒等が在籍していない学校においては、校内食物アレルギー対策委員会を設置する必要があるか。(P.6)

A 2 校内食物アレルギー対応委員会は、対象の児童生徒等の有無にかかわらず設置することが望ましいが、既存の委員会や組織に代替することもできる。ただし、平成14・15年度に全国学校栄養士を対象として行われた調査によると、学校給食で発症した食物アレルギー症状の約60%は新規発症であった。このことから、万が一、発症した場合の体制、特に緊急時の対応等について事前に校内で確認しておくことが重要である。

Q 3 学校生活管理指導表の記入を主治医に依頼した場合に、費用はかかるのか。(P.11)

A 3 学校生活管理指導表は、保険適用となる。

Q 4 これまで「学校生活管理指導表」の提出を求めずに除去食対応等を行ってきた児童生徒等について、今後は「学校生活管理指導表」の提出は必要か。(P.11)

A 4 学校給食における誤った食物アレルギー対応は、栄養のバランスが偏り、児童生徒等の成長発達を阻害するばかりでなく、場合によっては重大な事故につながる恐れもある。このことから、除去食対応等には、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」の提出が必須である。

Q 5 保護者から学校生活管理指導表を提出されていないにもかかわらず、学校給食の対応を依頼された。どうしたらよいか。(P.11)

A 5 食物アレルギーを有する児童生徒等のうち、学校給食の対応が必要な場合は、医師の診断、すなわち「学校生活管理指導表」を提出した児童生徒等が対象の条件である。保護者の自己申告や幼少期の診断結果では過剰な食物除去になる可能性がある。そのため、学校生活管理指導表の提出がないにもかかわらず、学校給食に特別な配慮を求める保護者に対しては、まずは、医師から適切な診断を受けるとともに、学校生活管理指導表の提出を依頼する。

Q 6 既に除去食等の対応を行っている児童生徒等について、状態の変化がない場合は、「学校生活管理指導表」の提出を省略できるか。(P.11)

A 6 食物アレルギーは本人が気付かないうちに症状が変化することがあり、「学校生活管理指導表」の提出を少なくとも年1回は求める必要があるため、省略することはできない。

Q 7 エビやカニを食べると喉がかゆくなり、息苦しくなるという症状があり、学校給食対応としているが、病院でのアレルギー検査の反応は陰性だった。保護者から要望があった場合は、除去食などの給食対応を行ってもよいか。(P.11)

A 7 医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」が提出され、除去食の対応が必要であれば、給食の対応は可能である。

Q 8 軽いアレルギー症状で治まった場合も教育委員会へ事故報告する必要があるか。(P.9)

A 8 「経過観察」の場合は、詳細な報告の必要はないが、年度末に人数の報告を依頼する。

Q 9 児童生徒等の状態に変化がない場合でも、「食物アレルギー取組プラン」を毎年作成しなければいけないか。(P.12)

A 9 児童生徒等の学年が上がることにより、本人の自己管理能力や学習内容等が変化するため、毎年度「食物アレルギー取組プラン」の作成が必要である。

Q 10 学校給食が共同調理場方式の場合、学校給食センターに給食対応が可能かどうかを確認することになるが、どのように確認すればよいか。

A 10 管轄の学校給食センターに連絡し、対応可能かどうかを問い合わせる。対応可能であれば、必要な書類を提出する。(様式は各学校給食センターに確認する)

Q 11 代替食対応を行うときは、それに対する保存食の発注も必要か。また、校長の検食は必要か。(P.17)

A 11 保存食、検食ともに必要である。

Q 12 じんましんや腹痛などのアレルギー症状がみられたとき、他の疾病による症状との見分け方や重症度を見極める上で大切なことは何か。(P.31)

A 12 まずは、本人の状態をしっかりと観察・把握する。その上で、本人や周りの児童生徒等から、症状が現れるまでの様子や行動を的確に聞き取る。また、日頃から、児童生徒等の健康状態や既往症について十分把握しておくことが、アレルギー症状の原因を見極める上で大切となる。

Q 13 児童生徒等にどのような症状が出た時に、エピペン®を打ったらよいか。(P.28、31)

A 13 血圧が下がり、意識障害などがみられるいわゆる「ショック」の状態にある者の救命率は、エピペン®を30分以内に投与したか否かで大きく異なってくるため、投与のタイミングは重要である。投与のタイミングについては、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状のうちが効果的であるとされている。具体的な症状等については、「Ⅲ 食物アレルギー緊急時対応マニュアルのF『症状チェックシート』P.31」を確認する。

Q 14 「食物アレルギー取組プラン」で保護者の同意を得ている場合においても、教職員がエピペン®を使用する直前に保護者の同意をとったり、主治医に確認をとったりする必要はあるか。(P.31)

A 14 エピペン®使用の遅れが死亡事故につながったケースもあることから、エピペン®を使用すべき症状がみられたときは、速やかにエピペン®を使用することが重要である。保護者や主治医への連絡は、エピペン®使用後に行う。

Q 15 緊急時にエピペン®を使用する教職員を事前に指定しておく必要があるか。(P.25~31)

A 15 エピペン®使用の遅れが死亡事故につながったケースもあることから、教職員の誰もが緊急時にエピペン®を使用できるようにしておくことが不可欠である。また、緊急時は生命を脅かす危険な状態になることがあり、毎年度、「エピペン®を打つ」「心肺蘇生法」「AEDを使用する」といった緊急時の対応の実技研修会を開催し、緊急時に備えておく。

Q 16 誤ってエピペン®を注射した場合、どのように対処すればよいか。

A 16 エピペン®使用による副作用は、血圧上昇や心拍数増加に伴う症状(動悸、頭痛、振せん、高血圧)が起こりえるが、軽微で一時的な現象であると言われている。しかし、安易に判断せず、必ず医療機関を受診させる。

Q 17 アナフィラキシーショックにより救急搬送をする場合は、主治医など、搬送先の病院を指定したほうがよいか。(P.29)

A 17 アナフィラキシーショックによる救急搬送の場合、対応可能な医療機関に搬送されることとなるので搬送先を指定する必要はない。

Q 18 蜂毒アレルギーを有する児童生徒等が在籍している場合、このマニュアルに準じて対応をしてもよいか。(P.25)

A 18 本指針は食物アレルギーを有する児童生徒等を想定して作成しているが、校内体制の整備や緊急時の対応などについては、その他アレルギーについても同様に行うことが可能である。

様式 1

保護者 各位

年 月 日

〇〇〇立 学校長

食物アレルギー等の調査について

日頃より本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本校では、(例：学校における食物アレルギー対応指針—富山県版—)に基づき、食物アレルギー等の対応を実施しています。

つきましては、食物アレルギー等に関する実態把握をしたいので、 月 日 () までにこの用紙を学校へ提出くださるようお願いいたします。

なお、学校において対応できる対象者は、次のとおりです。年度途中でも申請できますので、その都度、学級担任にお知らせください。

【対象者】

- ・ 医師による検査・診察の結果、食物アレルギーやアナフィラキシーと診断されている者
 - ・ 医師の指導のもと、家庭でも原因食物の除去を行っている者、通常の給食に不都合がある者等
- ※毎年、主治医が記載した『学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）』の提出が必要になります。医師の「学校生活管理指導表」の記載に係る文書料については、保険適用になります。

年 組 番 氏名		
保護者氏名		連絡先(新入生のみ記入する) TEL
質問事項	回答欄 ※あてはまるところに○または記入をお願いします。	
1. 現在、食物や昆虫、医薬品等のアレルギーはありますか。	はい (原因) 卵 牛乳 小麦 ナッツ類 その他()	いいえ
2. 過去に食物や昆虫、医薬品等のアレルギーはありましたか。	はい (原因) 卵 牛乳 小麦 ナッツ類 その他() (症状が出ていたのはいつ頃) 最後()歳頃	いいえ
3. アナフィラキシー(アレルギー症状がひどくなったもの)の経験はありますか。	はい (原因) ()歳頃 回数()回	いいえ
4. 食物アレルギーやアナフィラキシーと診断され、定期的に医療機関を受診していますか。	はい (薬の処方について) 処方されている 処方されていない	いいえ
5. 運動をしてアレルギー症状が出た経験はありますか。	はい (原因) ()歳頃 回数()回	いいえ
※次の質問は、食物アレルギーやアナフィラキシーがある場合のみお答えください。		
6. 学校での対応を希望されますか。	希望する	給食対応 給食以外の対応 (内容)
	希望しない	(理由)

年 組 氏名
保護者 様

〇〇〇立 学校長

学校における食物アレルギー等の対応に関する書類の提出について

日頃より本校の学校教育活動についてご理解ご協力いただき、感謝申し上げます。
先般実施しました食物アレルギー等の調査について、詳細な内容を把握したいため、下記の書類の提出をお願いします。

つきましては、 月 日 () までに書類一式を学校へ提出くださるようお願いいたします。

記

1 提出の目的

近年、アレルギー疾患の急増に伴い、様々なアレルギーを有する児童生徒等も増加傾向にあります。食物アレルギー等は、症状によっては生命の危険につながる疾患であり、学校生活を送るにあたり、個別に状況を把握し、適切に対応していく必要があります。

そこで、お子さんが学校生活を安全に安心して送ることができるように、下記の書類により学校と保護者、関係機関が情報の共有を図り、より適切な配慮や管理を行うことができるよう取り組んでいきたいと考えていますので、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

2 学校へ提出する書類

(1) 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式3）

学校における食物アレルギー等の対応は、この書類に主治医が記載された内容に基づいて配慮や管理を行います。配慮や管理について変化がない場合であっても、毎年度の提出が必要です。

なお、この書類の記載に係る文書料は、保険適用になります。

(2) 食物アレルギー・アナフィラキシー調査票（様式4）

学校生活管理指導表やこの調査票からお子さんの食物アレルギー等に関する実態を把握し、学校での個別の取組プランを作成します。

(3) アレルギー対応依頼書兼同意書（様式5）

食物アレルギー等に対する日常の取組や緊急時の対応は、教職員全員が児童生徒等の情報を共有し、誰もが対応できるように校内体制を整備することが必要です。また、校内だけではなく、消防機関や医療機関、進学先等とも情報の共有を図ることで、事故リスクを減らすことを目指します。そこで、お子さんの食物アレルギー等に関する情報を校内や関係機関で共有したいと考えていますので、ご了解をお願いします。

様式3

主治医・保護者の方へ

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の記載について

食物アレルギー等に関する配慮や管理が必要なお子さんが、学校生活をより安全に安心して過ごすためには、学校、家庭、医療機関が情報の共有を図り、共通認識のもと食物アレルギー等の対応を実施していくことが重要です。また、その対応は、医師の診断に基づいて行うことが必要ですので、主治医には、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の記載を依頼しております。よろしくお願ひします。
 <学校に提出する際の留意点>

- ・児童生徒等の病状は変化することがあります。継続して管理・指導が必要な場合は、原則として内容が同じでも毎年新しい「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の提出が必要です。
- ・本表は大きな変化がない場合は、1年間を通じて使用しますので、現在の状況及び今後1年間を通じて予測される状況を記載願ひします。
- ・学校生活管理指導表の記載箇所

		記載内容
主治医	①疾患	当てはまる疾患名、(あり・なし)の欄に、○をつける。
	②病型・治療	当該疾患の原因や症状、服薬中の薬等、現在の状況を記入する。
	③学校生活上の留意点	学校生活における管理・配慮の必要性について記入する。
	④緊急時連絡先	医療機関欄に連絡先を記入する。
	⑤主治医	記載日、医師名、医療機関名を記入する。
保護者	④緊急時連絡先	保護者欄に記入する。(職場など必ず電話が繋がるところを記載する)
	⑥保護者の同意	緊急時の対応に活用するため、「学校生活管理指導表」に記載された情報を教職員全体で共有してよいか、保護者の意思を確認する。

▼表

表 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となる場合に学校に提出するものです。

病型・治療	学校生活上の留意点	保護者
1 食物アレルギー(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 診断名 2. 医師(アレルギー)の氏名 3. 食物依存性アレルギー反応アフィラキシー 2 アナフィラキシー(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 発作(原因) 2. 食物依存性アレルギー反応アフィラキシー 3. 過敏性アフィラキシー 4. 発症() 5. 診断名() 6. その他() 3 原因食物・除去情報 該当する発作の番号に○をし、かつ()内に除去薬名を記載 1. 卵黄 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ビーナッツ () 6. 甲殻類 () 7. 木の实類 () 8. 果物類 () 9. 魚類 () 10. 肉類 () 11. その他1 () 12. その他2 () 4 緊急時に備えた処方箋 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬 (EpiPen®) 3. その他 ()	3 給食 1. 摂取不要 2. 摂取必要 4 持ち物・持ち物後受取・活動 1. 摂取不要 2. 摂取必要 5 運動(体育・部活動等) 1. 摂取不要 2. 摂取必要 6 宿泊を伴う校外活動 1. 摂取不要 2. 摂取必要 7 緊急時対応 1. 緊急時対応 2. 緊急時対応 ※本欄に○がついた場合、該当する発作を使用した料理については、緊急対応が困難となる場合があります。 発症 卵黄カルシウム 牛乳 乳糖・乳糖分解カルシウム 小麦 糖質・卵・グルテン 大豆 大豆油・醤油・味噌 アーモンド アーモンド油 魚類 かつおだし・いりこだし・魚骨 肉類 エキス 8 その他の配慮・管理事項(自由記述)	4 保護者 電話: _____ 5 連絡先医療機関 医師氏名: _____ 電話: _____ 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____
病型・治療	学校生活上の留意点	保護者
1 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 2-1 長期管理薬(吸入) 1. ステロイド吸入薬 () () () 2. ステロイド吸入薬/長期作用吸入ベータ2刺激薬配合剤 () () () 3. その他 () () () 2-2 長期管理薬(内服) 1. ステロイド/吸入ステロイド併用剤 () () () 2. その他 () () () 2-3 長期管理薬(注射) 1. 全身性ステロイド () () () 3 緊急時の対応 1. ベータ2刺激薬吸入 () () () 2. ベータ2刺激薬内服 () () ()	5 運動(体育・部活動等) 1. 摂取不要 2. 摂取必要 6 動物との接触や水コリ等の行う環境での活動 1. 摂取不要 2. 摂取必要 7 宿泊を伴う校外活動 1. 摂取不要 2. 摂取必要 8 その他の配慮・管理事項(自由記述)	4 保護者 電話: _____ 5 連絡先医療機関 医師氏名: _____ 電話: _____ 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____

▼裏

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

活動	記載日
下での活動	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
活動	医師氏名 _____ 医療機関名 _____
活動	医師氏名 _____ 医療機関名 _____
活動	医師氏名 _____ 医療機関名 _____
活動	医師氏名 _____ 医療機関名 _____

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。
 保護者氏名 _____ **6**

公益財団法人日本学校保健会のホームページよりダウンロードできます。

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

		病型・治療	学校生活上の留意点	★保護者		
アナフィラキシー (あり・なし) 食物アレルギー (あり・なし)	Ⅲ 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	Ⅲ アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫（ ） 5. 医薬品（ ） 6. その他（ ）	Ⅲ 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅲ 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅲ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅲ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅲ 原因食物を除去する場合により断りが必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳糖焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス	【緊急時連絡先】 ★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話： 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____		
	Ⅳ 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ（ ）内に除去根拠を記載 1. 鶏卵（ ） 2. 牛乳・乳製品（ ） 3. 小麦（ ） 4. ソバ（ ） 5. ピーナッツ（ ） 6. 甲殻類（ ） 7. 木の实類（ ） 8. 果物類（ ） 9. 魚類（ ） 10. 肉類（ ） 11. その他1（ ） 12. その他2（ ）	① 明らかでない既往 ② 食物経口負荷試験陽性 ③ IgE抗体検査結果陽性 ④ 未摂取 （ ）に具体的な食品名を記載	Ⅳ その他の記載・管理事項(自由記述)			
気管支ぜん息 (あり・なし)	Ⅳ 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他（ ）	Ⅳ 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良	Ⅳ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅳ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅳ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅳ その他の記載・管理事項(自由記述)	【緊急時連絡先】 ★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話： 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____		
	Ⅳ-1 長期管理薬（吸入） 1. ステロイド吸入薬（ ） 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤（ ） 3. その他（ ）	薬剤名 _____ 投与量/日 _____	Ⅳ-2 長期管理薬（内服） 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬（ ） 2. その他（ ）			薬剤名 _____
	Ⅳ-3 長期管理薬（注射） 1. 生物学的製剤（ ）	薬剤名 _____	Ⅳ 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入（ ） 2. ベータ刺激薬内服（ ）			薬剤名 _____ 投与量/日 _____
	薬剤名 _____ 投与量/日 _____	薬剤名 _____ 投与量/日 _____	薬剤名 _____ 投与量/日 _____			薬剤名 _____ 投与量/日 _____

様式 4

食物アレルギー・アナフィラキシー調査票

学年	1	2	3	4	5	6	児童生徒等氏名	
組							生 年 月 日	平成 年 月 日生
番							保 護 者 氏 名	
保護者 サイン							緊急連絡先 1	氏名 電話
							緊急連絡先 2	氏名 電話

質問 1 食物や昆虫、医薬品等でアレルギーを起こす原因、具体的な症状について教えてください。

原因	具体的な症状
(例) 鶏卵	(例) じんましんが出る

質問 2 かかりつけ医療機関、主治医等について教えてください。

- ・かかりつけ医療機関名 [TEL]
- ・主治医氏名 []
- ・検査・診断の方法 [・血液検査 ・食物負荷試験 ・症状の既往]
- ・最終受診日 [年 月]

質問 3 家庭で、原因食物の除去、経口免疫療法（減感作療法）をしていますか。

- () 医師の指示による除去 [食品名]
- () 保護者の判断による除去 [食品名]
- () 除去していない () 経口免疫療法 [食品名]

質問 4 アナフィラキシー症状の経験はありますか。

- () ある [回数 回] [いつ、原因]
- [具体的な症状]
- () ない

質問 5 運動でアナフィラキシー症状を発症したことがありますか。

- () ある [食品との関連： 有 ・ 無]
- () ない

質問 6 エピペン®を処方されていますか。

- () 処方されている→こちらを選ばれた場合は、※の質問にお答えください。
- () 処方されていない

※「処方されている」場合、緊急時の対応のために、お子さんがエピペン®の処方を受けていることを事前に消防機関へ情報提供をしてもよろしいですか。

- () 情報提供してもよい ※提供する内容（学校名、学年、組、性別）
- () 情報提供しないでほしい（理由：)

※エピペン®（アドレナリン自己注射薬）の使用状況等について、お答えください。

使用する状況・症状			
これまでの使用状況	()回 最後〔 年 月〕そのときの症状()		
処方されている数	本	薬の管理(希望)	家庭 学校 本人 他()
児童生徒等の使用	できる	できない	(できない場合の配慮方法)

質問7 現在、エピペン®以外で食物アレルギーやアナフィラキシーの治療で処方されている薬について、お答えください。

	予防薬	緊急薬
薬剤名		
使用する状況・症状		
薬の管理(希望)	家庭 学校 本人 他()	家庭 学校 本人 他()
児童生徒等の使用	できる できない (できない場合の配慮方法)	できる できない (できない場合の配慮方法)

質問8 どのような学校給食の対応を希望しますか。(学校で給食が提供されている場合のみ回答)

- () 毎月、学校給食の原材料を詳細に記入した献立表の配付
- () 児童生徒等が自分で除去・・・[除去する食品]
- () 弁当を持参・・・[完全弁当・一部弁当]
- () 除去食を希望・・・[除去を希望する食品]
- () その他・・・[]

質問9 学校生活管理指導表の記載内容以外で、学校生活上の注意点や配慮することはありますか。

(ア) 食物・食材を扱う授業、クラブ、委員会活動、部活

(イ) 運動(体育・部活動)

(ウ) 遠足・校外学習

(エ) 宿泊を伴う校外活動

(オ) 他の児童生徒等に対する指導

(カ) 他の保護者に対する説明

(キ) その他

〇〇立 学校長 様

年 組 児童生徒等氏名

アレルギー対応依頼書兼同意書

このたび、添付書類のとおり、主治医から「学校生活において食物アレルギー等に関する配慮や管理が必要である」と診断を受けましたので、貴校（園）におけるアレルギー対応を依頼いたします。

つきましては、学校における日常の取組や緊急時の対応に活用するため、添付書類に記載された内容を関係教職員で共有すること、進級・進学の際には、進級・進学先へ情報提供することについて同意いたします。

また、下記のとおり、学校でエピペン[®]（アドレナリン自己注射薬）を所持する場合は、アナフィラキシー等を発症した場合に迅速に緊急搬送ができるように、消防機関や医療機関などの関係機関に必要な情報提供をすることを同意いたします。

なお、給食の実施に当たっては、安全性を優先し、貴施設の対応方針の説明を受け、同意いたします。

記

1 添付書類

- ・ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
- ・ 食物アレルギー・アナフィラキシー調査票（様式4）

2 エピペン[®]（アドレナリン自己注射薬）処方について

※あてはまる場所にチェックしてください。

処方されていない

処方されている

- 学校では、本人が携帯・管理する（ 本）
- 学校で管理をお願いしたい（ 本）

年 月 日

保護者署名

学校 面談または作成日 年 月 日

年 組	氏名	年 月 日生 (才)	学校長 作成者
-----	----	----------------	------------

●食物アレルギー病型（該当するものに○）

<input type="checkbox"/> 即時型	<input type="checkbox"/> 口腔アレルギー症候群	<input type="checkbox"/> 食物依存性運動誘発アナフィラキシー
原因物質	鶏卵・乳・小麦・そば・ピーナッツ・種実類 ・ 甲殻類 ・ 魚類 ・ 肉類その他 ()	

●アナフィラキシー病型（該当するものに○）

原因物質	食物依存性運動誘発アナフィラキシー	運動誘発アナフィラキシー	昆虫 (種類)	医薬品 (原因物質)	その他 (内容)
			()	()	()

●主治医・処方薬の状況

主治医	病院名
	診療科・主治医名
	TEL
処方薬の状況	緊急時用内服薬 ()
	抗ヒスタミン薬・ステロイド薬 (保管場所:)
	エピペン®: 有・無 (保管場所:)
	その他 (保管場所:)

●緊急時の対応

想定される症状	じんましん(頬・手掌・足の甲・顔の発赤または蒼白)	
	気管支症状(のどの違和感・咳き込み) その他()	
緊急時の対応	薬の内服	<input type="checkbox"/> 原因物質を摂取・接触したとき <input type="checkbox"/> 症状が出現したとき
	エピペン® (本)	<input type="checkbox"/> 「F症状チェックシート」のとおり使用する <input type="checkbox"/> 保護者と連絡がつかない場合も使用する <input type="checkbox"/> 事前に消防機関と情報の共有を図っている <input type="checkbox"/> 本人は(使用できる 使用できない)
	その他	
緊急連絡先	1	TEL 続柄
	2	TEL 続柄

●学校での対応策

学校給食・昼食	
食物・食品を扱う活動・授業	
運動(体育・部活動)	
行事 宿泊学習・遠足・校外学習	
教材教具等の配慮	
本人への指導	
他の児童生徒等への指導 保護者への説明	
その他	

●保護者の同意

このプランに記載の内容について了承しました。また、このプランを学校内で情報共有することに同意します。

年 月 日 保護者氏名

面談チェックリスト

年 組 氏名

記入者

		項目及び確認内容	✓	
学 校 生 活 管 理 指 導 表 （ ア レ ル ギ ー 疾 患 用 ）	食物アレルギー	あり・なしが記載されているか。 【ありの場合】病型・治療A食物アレルギー病型に記載があるか。 取組プラン「食物アレルギー病型」記入		
	アナフィラキシー	あり・なしが記載されているか。 【ありの場合】病型・治療Bアナフィラキシー病型に記載があるか。 取組プラン「アナフィラキシー病型」記入		
	病 型 ・ 治 療	C原因食物・ 診断根拠	①原因食物に○があるか。 【ありの場合】取組プラン「緊急時の対応（想定される症状）」記入	
			②食品群に具体的な食品名の記載があるか。	
			③診断根拠の記載があるか。 既往のみが根拠の場合で、鶏卵、牛乳、小麦、大豆については、年齢により耐性化することがあるので、2年以上経過している場合は負荷試験を勧める。	
			④診断根拠となった既往・検査の年月を確認する。 既往や検査から、大きく年月が経過している場合は再検査等を勧める。	
			⑤経口免疫療法（減感作療法）を行っているか確認する。 行っている場合は、現在の摂取量、摂取時間を確認する。摂取時間が朝の場合は、学校で発症する場合がありますので注意を促す。	
	D緊急時に備えた処方薬	⑥原因食物でなくなった食物については、耐性化の確認を行う。 【ありの場合】取組プラン「処方薬の状況」の記入 取組プラン「緊急時の対応（エピペン）」の記入		
	学校生活上の 留意点	A～D「2. 保護者と相談し決定」に○が付いている場合は、取組プランに具体的内容を記入する。		
		E その他の配慮・管理事項 ①分量による部分解除は行わないことを説明 ②調味料等の使用範囲の確認（医師の記載がない場合） ③コンタミネーション(微量混入)の確認(医師の記載がない場合)		
		不備がある場合は、医師に追記してもらうよう依頼する。		
同意欄の「1 同意する」に○及び署名があるか確認する。必ず、同意を依頼する。				
取 組 プ ラ ン	①取組プランの内容について ・学校生活管理指導表の内容を確認する。 ・食物アレルギー・アナフィラキシー調査票の内容を確認する。			
	②保護者に詳細に聞きたい内容はないか ()			
給 食 に お け る 対 応 （ 面 談 内 容 ）	①給食室の現状を説明			
	②原則、完全除去を基本とすることを説明			
	③1つの料理で1つの除去食となり、原因食物以外も除去して作る場合がある旨を説明			
	④家庭から弁当持参をお願いする場合があることを説明			
	⑤詳細献立表の見方についての説明及び対応内容の確認について依頼			
	⑥初めて食べる食品が給食で使用される場合は、事前に家庭で喫食することを確認			
	⑦登校前に、アレルギー対応について児童生徒等と内容を確認するよう依頼			
	⑧トレイや食器は他の児童生徒等と違う色の物を使用することを説明			
	⑨おかわりについての説明			
	⑩給食費について			
	⑪給食における食物アレルギー対応が不要になった場合は解除申請書の提出を依頼			

様式 8

月 食物アレルギー対応食予定表

年 組 児童生徒等名

さんの保護者様

学校・園名

令和 年 月の食物アレルギー対応食の予定についてお知らせします。

日	曜	献立名	原因食物	対応内容	確認欄
2	火	(例)卵とコーンのスープ	(例)卵	(例)卵を入れずコーンスープにします	
4	木	(例)さつまいもシチュー	(例)牛乳	(例)ルーを入れずさつまいもスープにします	

- ・別紙の詳細な献立表と照らし合わせて確認していただき、確認欄に対応食を食べる場合は「○」、弁当を持参させる場合は「弁当」を記入してください。
- ・確認後は、署名のうえ、 月 日までに学級担任にご提出くださるようお願いいたします。
- ・お気付きのことなどありましたら、担当〇〇まで連絡をお願いします。【連絡先 保護者氏名】

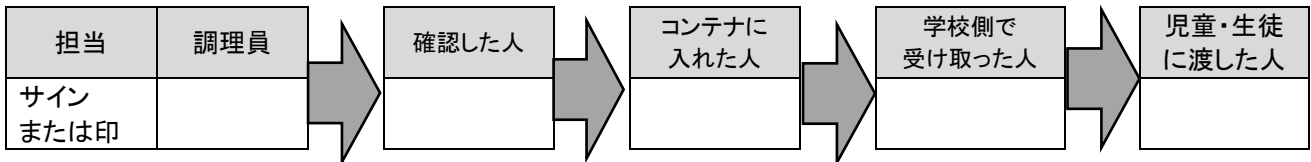
様式 9

食物アレルギー対応食配送確認表

学校名	年	組	名	前

献立名	除去食名(または代替食名)

※誤配・誤食を避けるために、受け渡した方のサインをお願いします



様式 10

食物アレルギー対応食チェック表

学校名(共同調理場名)

月 日 ()

献立名	原因食品名	年	組	氏名	1	2	3	4	5	6	7
					原因食物の混入・接触はないか	調理指示・作業工程表・作業動線図どおり作業したか	誤配なく盛り付け、個表を貼ったか	保存食を採取したか	検食を用意したか	該当の学級の配膳車(コンテナ)にのせたか	最終確認(担当者 ▲▲)
卵抜きコーンスープ	卵	1	2	■■	○	○	○	○	○	○	○

校長	教頭	栄養教諭等	

様式 11

年 月 日

〇〇立 学校長 様

年 組 児童生徒等氏名

食物アレルギー対応食解除（一部解除）申請書

このたび、下記の理由により、食物アレルギー対応食の（解除・一部解除）をお願いします。（解除、一部解除のどちらかに○印をお願いします。）

1 解除・一部解除の理由

2 添付書類

- ・ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

年 月 日

保護者署名

様式 12

※学校(園)には、同様の設問で人数のみを把握するものを送付する

学校給食における食物アレルギーの児童生徒等の対応について（教育委員会用）

教育委員会名	
担当者名	

※令和 年 5 月 1 日現在でご記入願います。

問1 学校(園)数・在籍児童生徒等の人数

幼稚園	園	人
小学校	校	人
中学校	校	人

問2 学校給食における食物アレルギー対応を行っている学校(園)数・対象児童生徒等の人数

①保護者からの希望があり、学校生活管理指導表等、必要書類の提出を受けて対応している

幼稚園	園	人
小学校	校	人
中学校	校	人

②学校生活管理指導表等、必要書類の提出はないが対応している

幼稚園	園	人
小学校	校	人
中学校	校	人

問3 学校給食における食物アレルギー対応人数の内訳

対応内容	幼稚園(人)	小学校(人)	中学校(人)	合計(人)
①学校から配付する詳細な献立表により、原因食物を自己管理で除去				
②全部弁当持参				
③給食室で調理した除去食を提供				
④給食室で調理した除去食を提供し、一部弁当持参				
⑤給食室で調理した代替食を提供				
⑥給食室で調理した代替食を提供し、一部弁当持参				
⑦その他				
(内容)				
合 計				

問4 「問3」で対応している原因食物(重複含む)の人数の内訳

	幼稚園(人)	小学校(人)	中学校(人)	合計(人)
卵類				
牛乳・乳製品				
小麦				
大豆				
種実類				
エビ・カニ				
魚類				
肉類				
その他				

様式 13

年 月 日

<別紙>

年 月 日

〇〇立 学校長 様

〇〇課長 様

〇〇課長

〇〇学校長

アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）の処方を受けている児童生徒等の実態調査について

アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）の処方を受けている児童生徒等の実態調査報告

アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）の処方を受けている児童生徒等の対応については、保護者の同意を得た上で、事前に地域の消防機関に情報を提供するなど、日頃から地域の関係機関との連携を図ることとされています。

このことから、万一の際に適切な対応が図れるよう、〇〇市消防局と情報を共有したいと思いますので、次のとおり回答をお願いします。

なお、アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）の処方を受けている児童生徒等の対応については、「学校生活管理指導表」等を利用し、引き続き適切な管理・指導をお願いします。

記

- 1 提出方法 別紙様式にて提出
- 2 提出期限 令和〇年5月〇日（ ）
- 3 提出先 〇〇課 〇〇係 E-mail: 〇〇
- 4 留意事項

- ・アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）の処方を受けている児童生徒等が在籍している場合は、現在（報告日まで）の状況を記載してください。前回調査（昨年5月末）以降に、新たに処方された児童生徒等については、「保持の状況」欄の「新規」○を付けてください。
- ・該当する児童生徒等がない場合も、必ず提出してください。
- ・今後、年度途中に新たにアドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）を処方された児童生徒等については、その都度、〇〇係に連絡してください。

（担当） 〇〇係 〇〇
（TEL） 〇〇-〇〇〇〇

アドレナリン自己注射薬（エピペン [®] ）の処方を受けている児童生徒等は在籍していますか。	はい ※表1を記入	いいえ
---	--------------	-----

【表1】アドレナリン自己注射薬の処方を受けている児童生徒等の状況

学年・組	性別	原因物質（アレルゲン）	保管場所	保持状況
年 組	男・女	食物・ハチ・ラテックス 薬品・その他（ ）	職員室・教室（担任）・教室（本人）・ 保健室・家でのみ その他（ ）	新規
年 組	男・女	食物・ハチ・ラテックス 薬品・その他（ ）	職員室・教室（担任）・教室（本人）・ 保健室・家でのみ その他（ ）	新規
年 組	男・女	食物・ハチ・ラテックス 薬品・その他（ ）	職員室・教室（担任）・教室（本人）・ 保健室・家でのみ その他（ ）	新規
年 組	男・女	食物・ハチ・ラテックス 薬品・その他（ ）	職員室・教室（担任）・教室（本人）・ 保健室・家でのみ その他（ ）	新規
年 組	男・女	食物・ハチ・ラテックス 薬品・その他（ ）	職員室・教室（担任）・教室（本人）・ 保健室・家でのみ その他（ ）	新規

- ※ 前回調査（昨年5月）以降に、新たに追加された場合は、「保持状況」欄の「新規」に○を付けてください。
- ※ 該当がない場合も、必ず提出をお願いします。
- ※ 〇〇市消防局には、「学校名」「学年・組」「性別」「保持状況」について伝えます。

様式 14

年 月 日

富山県教育委員会教育長
 教育事務所長 殿
 市町村教育委員会教育長

学校（園）名
 学校（園）長名

食物アレルギー等事故発生報告

学 校 名			
事 故 名	食物アレルギー		
発 生 日 時	月 日 () 時 分 頃 時間帯 ()		
発 生 場 所			
児童生徒等氏名	ふりがな 氏名		年 組
保 護 者 氏 名	ふりがな 氏名		電話 番号
事 故 の 概 要	発症した症状（最終時点）	【皮膚症状】 【粘膜症状】 【呼吸器症状】 【消化器症状】 【全身症状】	
	原因	アレルゲン () 献立名 () ・不明	
	食物アレルギー等について	学校生活管理指導表の提出 有・無	
	過去の食物アレルギー等の発症	有 (年 月) ・無	
	搬送先医療機関名		
	入院先医療機関名		
	診断名		
	エピペン®	所持 (有・無) 使用 (有 (本) ・無)	
	経過（時系列で）		
	問題点		
報 告 日 時	月 日 () 午前 ・ 午後 時 分		
報 告 者	職 氏名		

平成28年度 学校における食物アレルギー対応支援チーム委員 (敬称略)

村上 美也子	富山県医師会 副会長
足立 雄一	富山大学大学院 医学薬学研究部 小児発達医学 主任教授
城野 利盛	富山県歯科医師会 常務理事
宮林 紀子	富山県学校薬剤師会 会長
山崎 孝志	富山県知事政策局消防課 課長
太田 浩男	富山県厚生部健康課 課長
秀永 倫明	富山県教育委員会保健体育課 課長
斉藤 紀子	東部教育事務所 指導主事
廣瀬 孝子	西部教育事務所 指導主事
津田 美由紀	富山県立中央農業高等学校 養護教諭
有須 元子	富山県立富山視覚総合支援学校 養護教諭
寺島 直美	砺波市立出町中学校 養護教諭
濱谷 昌代	富山市立豊田小学校 養護教諭
池田 育代	富山県立しらとり支援学校 学校栄養職員
串岡 美智子	氷見市立北部中学校 栄養教諭

オブザーバー

吉田 一夫 富山県消防長会 会長

平成28年度 学校における食物アレルギー対応指針作成委員会委員

(養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員・教育事務所・保健体育課食育安全班 計23名)

※P.25～P.31に掲載したマニュアルは、東京都の許諾を得て、東京都健康安全研究センター発行の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を掲載しています (一部改変)。28健研健第1321号

また、以下の資料を参考としています。

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン (要約版)」(公益財団法人 日本学校保健会)

「学校給食における食物アレルギー対応指針」(文部科学省)

「学校における食物アレルギー対応の進め方」(北海道教育委員会)

「学校における食物アレルギー対応指針」(石川県教育委員会)

「学校における食物アレルギー対応マニュアル」(富山市教育委員会)

「新潟市幼児・児童・生徒食物アレルギー対応マニュアルについて」(新潟市教育委員会)

文部科学省委託事業 「学校保健総合支援事業」

学校における食物アレルギー対応指針－富山県版－

平成29年2月発行

発行 富山県教育委員会

